◎小紋形展覧會

形彫部中の小紋形專業たる葭屋町丸太町上伊藤坊城姉小路上市川淸新レ町佛光寺下ル出圓三條大宮西六谷坊城四條上宮永岩上錦角戸澤新シ町六角下岡本猪熊御池下形茂三條大宮川口岩上四條下河合錦油小路東橫井大宮姉小路上立木紳泉堯六角下中村岩上佛光寺上野村大宮三條上山中眞大宮御池下丸福岩上三條上松浦六角油小路東松井佛光寺大宮西丸勝大宮錦上藤井高辻大宮西福治坊城蛸藥師下小池蛸藥師猪熊西寺谷猪熊四條上宮原の各工場が發起して秋向き流行の模様配色を豫想して各製品を陳列し關係商店其他一般觀覽者の批評を求め參考資料とするの外相互間の技術向上の目的なるが出品點數三百餘點意匠の着眼點は多く新時代の流行に伴ふものなるも華美に流れず着實に其標本上に示せるは形業者以外の技工として感心に堪へざるものあり形紙數の如きは種々研究を加へられ及ぶ限り形紙枚數を減じながら完全に原圖通りの染上げ得る如きは確かに進歩せしものなるべし會場は八坂倶樂部を以て之に當て去る五月六日開催したり

◎紋模様糊置部徒弟競技會

第廿四回の徒弟競技會を去る一日午前九時より組合陳列場に於て開催し同日午前十一時優良出品に對する褒賞授與式を行ひたり當日來賓者は知事代理森商工課長市長代理鈴木勸業課長橫田商工會議所副會頭其他染織試驗場工業學校等の技師教諭を始め聯合組合役員參列市長代理より褒賞狀を會議所副會頭よりは賞品を各授與し終りて各告辭祝詞あり受賞者總代の答辭を以て式を終へたり

告辭

京都染物同業組合紋模様糊置部ハ今日茲ニ第二十四回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧ケラル之レ京都產業發展ノ爲メニ慶賀スヘキ現象ナリト信ス惟フニ近時ノ風潮ハ次第ニ華美ニ流レ隨フテ意匠配合色等ノ變化ハ特ニ速カナリ當業者カ此流行ニ順應シ需要ヲ充タスハ寧ロ其勞ノ多キヲ認メサルヘカラス就中糊置ノ技工ノ如キ其巧拙ノ如何ニ依テ直ニ製品ノ上ニ著シキ利害關係ヲ及ホスヘキ重要ノ地位ニアルモノハ瞬時モ其研究ヲ忽ニスヘカラサル所ナルヘシ本組合ハ夙ニ茲ニ留意シ屢々競技會ヲ開催シ當業者及其從業員ニ對シ技能ノ研磨ヲ獎勵セラル誠ニ機宜ヲ得タル良策ト信ス宜シク受賞者諸氏ハ今日ニ甘ンセス以後益々刻苦勉勵シ以テ斯業ノ隆盛ヲ期シ京都染業ノ上ニ貢献セラレンコトヲ希望スト式ニ臨ミ一言以テ告辭トス

昭和六年五月一日

京都府知事　佐上信一

告辭

京染カ今日ノ如キ隆昌ヲ致シ其ノ名聲カ國ノ内外ニ嘖々タルコトハ古カラ分業的ニ精細ナル研究ノ行ハレタ結果ニ外ナラヌト信スルノテアリマス

抑糊置ノ技術ハ染ノ基本的工程テアリマシテ其技ノ優劣精粗ハ直ニ京染ノ聲價ニ影響スル所カ頗ル大ナルモノカアルノテアリマス

京都染物同業組合カ此點ニ留意シ逐年競技會ヲ開催シテ技能ノ進歩發達ヲ圖リ以テ斯業ニ貢献スルトコロ尠ナカラサルニ今又茲ニ糊置部第二十四回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラレマスコトハ本市產業振興上洵ニ欣慶ニ堪ヘナイ所テアリマス

本日諸君カ受賞ノ光榮ニ浴サレタルハ孰レモ不斷ノ研鑽努力ノ結果テアリマシテ至大ノ榮譽ト謂フヘク吾人ノ深ク敬意ヲ表スル次第テアリマス

諸君ハ本君ノ成績ニ滿足スルコトナク更ニ研究ノ餘地アルヲ想ヒ斯業發展ノ爲ニ一層奮闘アランコトヲ切望シ止ミマセヌ

一言ヲ述ヘテ告辭ト致シマス

昭和六年五月一日

京都市長　土岐嘉平

告辭

大ナル名譽ニハ大ナル負擔ヲ伴フモノテアリマス京都ノ染物ハ京都重要產業ノ一テアリマシテ傳統的ニ洗煉セラレタル技巧ハ他ノ追隨ヲ容サス其ノ聲價ハ内外ノ賞揚スル所テアリマスカ從ツテ當業者ノ責務ハ重キヲ加フルノテアリマス本組合ニ於テハ夙ニ斯業向上ニ留意セラレ、先ツ其ノ根底ヲナス從業者ノ養成ニ努メ、年々各部ニ於テ競技會ヲ開催シ優秀ノ成績ヲ擧ケラレツヽアルコトハ寔ニ斯業ノ爲メ慶幸トスル所テアリマス冀クハ本日受賞ノ諸氏益々不撓ノ努力ヲ以テ其ノ專門ノ技ニ力ヲ集中シ、我カ京染界ノ爲メ勵精セラレンコトヲ至囑スル次第テアリマス一言コレヲ以テ告辭ト致シマス

昭和六年五月一日

京都商工會議所

副會頭　橫田永之助

審査報告

糊置部第二十四回徒弟競技會開催ニ當リ出品二百四十六點中之ヲ紋糊置、模様糊置ノ二種ニ區別シ原圖ニ比較シ位置其他糊伏法ノ適否ヨリ防染法トシテ染物ニ及ホス結果ニ就キ嚴密審査ヲ遂ケルニ成績優良ノモノアルモ尙ホ改善ノ餘地アルハ勿論ナリ今其中優秀ト認ムルモノヲ擧ケテ擬賞スルコト左ノ如シ

一等賞　四名
二等賞　十六名
三等賞　四十名
褒狀　六十四名

以上授賞アランコトヲ申請ス

昭和六年五月一日

審査總長　三浦隆治

答辭

本組合ハ京染ノ進歩ヲ圖ル爲メ其部類ヲ別チ年々競技會ヲ開キテ出品ヲ促シ斯業ヲ獎勵セラル、ハ徒弟ノ爲メニ誠ニ幸福ノ至リトス吾紋模様糊置部ニ於テモ本年ヲ以テ第二十四回ヲ重ネ本日之レカ褒賞授與ノ式ヲ擧ケラレ吾等幸ニ其選ニ當リ受賞ニ浴スルコトヲ得タルハ喜ヒニ堪ヘサル處ナリ殊ニ貴賓各位ノ御臨場ヲ辱フセシノミナラス訓辭及賞品ヲ賜リタルハ身ニ餘ル光榮ナリ今後ハ一層奮勵シテ獨立自營ノ途ヲ建テ以テ本會ノ趣旨及訓辭ニ背カサランコトヲ誓フト謹テ答辭トス

昭和六年五月一日

受賞者總代　佐々木秀次郎

受賞者人名左の通り

一等賞　四名

追田　新治　澤田　拾吉　西島　義一
堀田　治男

二等賞　十六名

古川　堅三　松本　武雄　宮田　秀夫
山本　信男　山本　一雄　高橋　俊男
佐々木秀次郎　荒井竹次郎　高橋　正治
中島　留雄　西川　山三　中岡淸太郎
荒木　良二　足立　久次　山本　嘉藏
福島　清輝

三等賞　四十名

中島　昭　奥村福次郎　倉谷　信雄
堀部政之助　北[illegible]米治郎　北川　太三
眞鍋　万一　關[illegible]　正二　森井米治郎
川尻丑太郎　宮田　進　大野　菊治
木城　佐一　[illegible]尾永一郎　小寺　益人
田野喜代治　村田友次郎　野村淸次郎
島崎　松次　西村喜一郎　畔柳佐太郎
武田　新藏　山本淸治郎　前島太三郎
孝治　豐　中村　留次　古下　實一
林　良吉　荒木　良一　堂道　秀雄
湯ヶ原菊一　小阪　千一　定結　賢作
岩田　進次　千種喜三郎　中川　利一
鈴木捨治郎　金井　義次　辻　作雄
大原　幸雄

褒狀　六十四名

田村治三郎　豐田　勝次　笹井健次郎
石田　次吉　野村松三郎　片岡藤三郎
内貴重治郎　田中　三郎　田村　文吉
堀川　善彌　村上　吉弘　佐々木　豊
竹内　專介　長崎　末吉　門地　政雄
谷　博三　[illegible]越　治郎　藤林　惟一
藤林　明長　小宮山順一　福野　太八
戸田政之助　大靜孝之助　阪本長三郎
中川喜七郎　岡本　安雄　加美　一夫
福島　定義　中野　賢一　和田　常夫
晉島伊太郎　山本德次郎　西ヶ塙　府
澤　友三郎　若阪貞次郎　服部　武夫
加藤　武男　久徳清三郎　藤重　正雄
久瀬　源二　[illegible]　幸丸　奥村堅太郎
牧田　峰治　前田　利雄　梅村　德三
石部賢次郎　青西治三郎　辻　逢之助
二股　俊夫　若梅　靜吉　村上　吉吉
島　市雄　末次　清一　伊藤　優
小林　三幸　細井　久雄　細井　淺治
松田　雄木　下村　廣一　服部　武新
山崎初太郎　伊藤　武士　中野　輿市
永原忠次郎

以上

◎納涼博覧會

[illegible]主催に係る納涼博覧會は七月十三日より八月十八日迄岡崎公園に於て開催の筈にて其主意及規則の概略は左の通り出品希望者は豫め準備し置かるべし

われらの京都市は本年四月を以て市域を擴大し廣袤十八方里、人口百萬に垂んとする所謂大京都市となつた、由來京都は一千年の古都として近郊一帶に亘つて山紫水明と名所舊蹟に富んであるが、その近郊市町村が雑然たる状態にあつたので、京都特有の產業、遊覧、美術その他凡ゆる方面に大成を期し難い憾みがあつた、然るに茲に周郭二十七市町村を編入して行政の統一を計り以て特色ある一大都市を形成したことは洵に欣慶に堪へない次第である。乃ち之が記念のため本博覧會を開催して大京都の產業、藝術等の粋を江湖に紹介し、一面には三伏の暑熱に喘ぐ市民諸君に大納涼郷を提供せんとするものである。

施設の概要と御出品の栞

【北館】

大京都產業館

京都には京都特有の產業があり而してその產業は古き歴史と深き蘊蓄を持つもので他に追從を許さぬ定に誇りあるものである。乃ちこれら產業の粋を一堂に蒐め以て江湖の展觀に供し更に一段の推奬普及に資するものである。

（出品の範圍）

一、推奬するに足る凡ゆる京都產製品
二、參考となるべき他府縣外國の製品
三、その他本館に適當する出品物

（御使用料金）

土間　一坪（又は一坪未滿に付）　金參拾圓
陳列棚　一小間（3尺×6尺）　金參拾圓

（屋外出品）

植樹、石工品、庭園模型の如きもの
土地使用料　一坪（又は一坪未滿に付）　金五圓以上　金拾圓まで

（興行もの）

サークリング、軽便汽車、遊戯場の如きもの
土地使用料　一坪（又は一坪に付）　金拾圓以上　金貳拾圓まで

（卸賣店）

土地使用料　一坪（又は一坪に付）　金貳拾圓以上　金參拾圓まで

一、本項に該當するものは、その設計圖、仕様書を二通宛添附せられたし
二、本項の中二、三に該當するものは、その營業内容書を添附せられたし

開場時間　[illegible]午後十一時まで
但し日曜、祭日は開場時間を延長し、雨天等の場合は短縮することあり

入場料金

大人　貳拾錢　小人　拾錢
但し團體、前賣券は割引す

出品に就て

一、契約期日までに陳列を完了したる出品者に對しては既納料金の一割を拂戻す
二、契約期日以内に出品物を撤去したる出品者に對しては既納料金の一割を拂戻す
三、出品物は審査せず出品者に記念狀を贈呈す
四、出品申込期限　六月十五日
但し場所割當は申込順を參酌決定のこと
五、詳細は出品申込書御參照のこと
六、出品物御賣規定は別に之を定む
七、事務局
六月十五日まで　京都日日新聞社内　電話（代表）上三六番
六月十六日より　岡崎第二勸業館内　電話上八八九番

◎友仙染部陳列會

絹帛友仙染部は現在打續く不況時に於て將來の發展策を講じ置くの必要あるは勿論此際一層特技を發揮して京友仙の眞價を宣傳するは業者のために得策なりとの多くの意見に依り頃日役員會を開き之れが實行方法を講じ左の通り確定し部員へ勸誘することゝせり

一開催期日　昭和六年六月十日
一場所　花見小路八坂倶樂部
一出品申込　昭和六年五月三十一日迄
一出品受附日　昭和六年六月八日
一出品經費　出品一點に付壹圓但廣物模様物綸羽疊仕立壹圓五拾錢長襦袢紬貳圓五拾錢

◎染色標本

諸色染青年會の事業として每年二回四時の流行を見越し標本を作成し當業者間へ配布する外希望者には實費頒配をなし來りたるが本年度秋冬向配合色百九十餘種の撰定をなし五月中に發行することゝなり其代價は一本貳圓六拾錢合本五拾錢にして標本名はジャポンと稱せる

◎御召再整部規約

同部々長改選山口久三郎氏就任と共に部務を一新すべく第一着手として部規約の改正をなし本業の改善を期する方針を以て去る日部役員會を開き左の部規約草案を制定し近日總會に諮り實行することゝせり

京都染物同業組合御召再整部規約

第一章　總則

第一條　當部ハ京都染物同業組合員ニシテ御召再整[illegible]組織ス

第二條　當部ハ京都染物同業組合御召再整部ト稱ス

第三條　當部ノ事務所ハ京都染物同業組合事務所内ニ置ク

第四條　部及役員ノ印章ヲ定ムルコト左ノ如シ

（印章略ス）

第二章　目的及其達成方法

第五條　部員相互ノ福利ヲ増進スル爲以下數條ニ定ムルトコロニ從ヒ斯業ノ統制ト部員ノ團結ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第六條　部員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スルモノトス

一、斯業ノ改良發達ヲ圖リ利益ヲ増進スルコト
二、營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルコト
三、工賃最低價格標準ヲ制定シ粗製濫造ヲ防遏スルコト
四、技術研究ノ方法ヲ設ケ斯業ノ獎勵ニ力ムルコト
五、職工及徒弟ヲ教育シ並ニ之レカ取締ヲ爲スコト

第七條　取引ハ誠實ヲ旨トシ工賃標準價格ノ割引ヲ爲スコトヲ得ス

第八條　他ノ部員ノ不利益ヲ來スヘキ言行ヲ爲シ營業ヲ妨害シ或ハ其他ノ不正行爲ヲ以テ他ノ部員ノ取引先ヨリ新タニ注文ヲ受クルコトヲ得ス

第九條　他ノ部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ機械器具或ハ商標ノ類ハ其許諾無クシテ使用スルコトヲ得ス

第十條　取引先ヲ同クスル部員ハ互ニ意思ノ疏通ヲ圖リ取引方法ノ統一ヲ圖ルヘシ

第十一條　部員ハ取引先又ハ部員相互間ニ於テ營業上ノ爭議ヲ生シタルトキハ直ニ部長ニ届出テ之レカ解決ヲ求ムヘシ

第十二條　工賃價格標準ニ依ル工賃ノ支拂ヲ爲サス又ハ支拂ヲ遅延シ若クハ不當ノ値引ヲ爲シタル取引先アリタルトキハ直ニ部長ニ届出テ組合定款ニ基ク處分ヲ求ムヘシ

第十三條　部員ハ職工徒弟ニ關シ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

一、他ノ部員ノ雇傭セル職工徒弟ヲ其許諾無クシテ使傭スヘカラス
二、雇入停止又ハ禁止中ノ職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スヘカラス
三、業務ニ因ル疾病又ハ傷痍ヲ被リタル職工ハ工場法ノ規定ニ據リ扶助スルコト
四、職工徒弟ヲ雇傭シ又ハ解雇シタルトキハ三日以内ニ組長ニ届出ヘシ
五、[illegible]ニ於テ普通學（女子ニ在リテハ裁縫）ノ教修ヲ爲サシムヘシ
六、修業シタル徒弟アリタルトキハ組長ニ對シ修業證書附與ノ申請ヲ爲スヘシ

第十四條　徒弟ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アリタルトキハ部長ヲ經テ組長ニ對シ善行褒賞ノ下附ヲ申請スヘシ

一、斯業ノ改良發達ニ裨益ヲ與ヘタル者
二、品行方正ニシテ業務ニ精勵シ特殊ノ功績アル者
三、雇傭期間ヲ誠實ニ勤續シ技術優等ニシテ他ノ模範ト爲ル者

第三章　加入脱退

第十五條　京都染物同業組合員ニシテ御召、明石、伊勢崎、織物類ノ再整業ヲ營ム者ハ當然部員トス

部員ニシテ京都染物同業組合員タルノ資格ヲ喪失シタル者ハ當然脱退ス

第十六條　開業、廢業、移轉其他組合員タルノ資格ニ影響ヲ生スヘキ營業上ノ異動アリタルトキハ部長ヲ經テ組長ニ届ツヘシ

廢業シタル者ニシテ其届出ヲ怠ルトキハ其手續完了ニ至ル迄部ニ對スル義務ヲ免ルヽコトヲ得ス

第四章　部員ノ權利義務

第十七條　部員ハ部ニ對シ左ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

一、役員若クハ委員ヲ選擧シ又ハ選擧セラルヽコト
二、部ノ業務ニ參與スルコト
三、部ノ業務、會計及財產ニ關シ部長ノ説明ヲ求ムルコト
四、營業上ノ利害得失ニ關シ部長ニ意見ヲ述フルコト
五、部會又ハ委員會ニ於テ議決シタル部ノ經費其他ノ負擔ヲ分任スルコト
六、部規約其他部會又ハ委員會ノ議決事項等ヲ遵守スルコト

第五章　役員及其職務權限

第十八條　當部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、部長　一名
一、副部長　一名
一、會計役　一名

第十九條　役員ハ部會又ハ委員會ニ於テ部員中ヨリ之ヲ選擧ス但シ組合定款ノ定ムル所ニ依リ組合役員タルノ資格ヲ有セサル者ハ役員タルコトヲ得ス

第二十條　部長ハ部ヲ代表シ部務ヲ總理ス副部長ハ部長ヲ補佐シ部長故障アルトキハ之ヲ代理ス

第二十一條　會計役ハ金錢ノ出納、財產ノ管理其他會計事務ヲ掌ル

會計役ハ他ノ役員ト之ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第二十二條　役員ニ闕員ヲ生シタルトキハ直ニ補闕選擧ヲ行フ

第二十三條　役員ノ任期ハ二年トス

役員ハ任期滿了後ニ於テモ後任者ノ就任ニ至ル迄在任スヘシ

第二十四條　役員ハ組合定款ノ定ムル辭任事由アルニ非サレハ其當選ヲ辭シ又ハ其職ヲ辭スルコトヲ得ス

第六章　部會及委員會

第一節　部會

第二十五條　部會ハ部員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十六條　部會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、部員共同ノ利害ニ關スル重要ナル事項ヲ審議スルコト

二、部規約ヲ變更シ又ハ規程ヲ制定改廢スルコト

三、收支豫算ヲ定ムルコト

四、決算及財產報告ヲ認定スルコト

五、違約處分ニ關スルコト

六、部長ノ諮詢ニ應スルコト

七、其他部長ノ提出シタル議案ヲ審議スルコト

第二十七條　部會ハ其議決ニ依リ部會ニ代ルヘキ委員會ヲ設ケ部會ニ屬スル權限ヲ議決セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ委員會ヲ組織スヘキ委員ノ數並ニ部會ニ於テ留保セムトスル議決事項ヲ同時ニ定ムヘシ

第二十八條　部會ハ部長之ヲ招集ス

部會ハ每年一月定期ニ之ヲ開ク但シ必要アルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトアルヘシ

第二十九條　部會ノ招集ハ開會ノ日前二日目迄ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ部員ニ告知シテ之ヲ爲ス

緊急ヲ要スル場合ニ在リテハ前次期間ノ制限ニ從ハサルコトヲ得

第三十條　部會ハ部長ヲ以テ議長トス部長故障アルトキハ副部長議長ノ職務ヲ代理ス

第三十一條　部會ニ出席セサル部員ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲シ又ハ代理人ヲ出席セシムルコトヲ得

此場合ニ於テハ其部員ハ之ヲ出席者ト看做ス

部會ニ於テ行フ選擧ニ付テハ代理人ニ依リ之ヲ行フコトヲ得但此代理人ハ家族又ハ法定ノ代理權限ヲ有スル者若クハ營業使用人タルコトヲ要ス

代理人ハ其代理權限ヲ證スル書面ヲ提出スヘ

第三十二條　前數條ニ定ムルモノヽ外組合定款ニ依ル組合會ノ會議ニ關スル規定ハ部會ニ之ヲ準用ス

第二節　委員會

第三十三條　委員會ハ委員ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ部會ニ於テ部員中ヨリ之ヲ選擧ス但シ組合定款ニ依リ代議員ノ被選擧權ヲ有セサル者ハ委員タルコトヲ得ス

第三十四條　委員ノ任期ハ二年トス

委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ次ノ部會ニ於テ補闕選擧ヲ行フ

補闕委員ハ其前任者ノ殘任期間在任ス

第三十五條　委員會ハ部會ニ代ハリ部會ノ權限ニ屬スル事項ヲ審議ス但シ部會ニ於テ部會自ラ議決スヘシト定メタル事項ニ付テハ此限ニ在ラス

第三十六條　委員會ハ部長之ヲ招集ス

委員會ハ每年一月及七月定期ニ之ヲ開ク但シ必要アルトキハ臨時ニ之ヲ開クコトアルヘシ

第三十七條　第二十九條、第三十條及第三十二條ノ規定ハ委員會ニ之ヲ準用ス

第七章　會計

第三十八條　組合定款ニ依ル會計ニ關スル規定ハ當部ニ之ヲ準用ス

第八章　違約者處分

第三十九條　本規約ニ違背シタル者アリタルトキハ部長ハ委員會ヲシテ其事實ヲ調査決定セシメ組合定款ニ基ク處分ノ執行ヲ組長ニ申請スヘシ

試驗場記事

兩面異色捺染及片面印花に依る兩面捺染法に就いて（一）

森　弘

時代の進步と共に世人の要求も從來のまゝのものにては滿足せないで所謂新しく變つたものを希望すること益々著しいのである。こゝに新しい染法の一つとして織物の表裏兩面を異色に染色する方法と片面印花で兩面同色模樣を得る方法とについて試驗の結果を發表しやうと思ふ。是等の方法は既に業者に於て施行せられ製品が市場に販賣せられて居るものもあるのであるが未だその方法を知らない人及新しく始めんとする人の參考に供するためこゝに方法を記載するものである。

一、兩面異色捺染

これは裏に贈らの表裏模樣染色方法で模[illegible]

[illegible]である。

操作上の秘訣は織物布帛の表裏の中間に遮斷膜を製し而して染着の裏面に及ばしめざるものである。

この方法を片面に應用すれば片面のみ兩面に施行すれば兩面變り模樣を得られる。

從來行はれて居る方法を先づ說明する

（一）遮斷膜にアルミナ石鹼を使用する方法

染色すべき生地を初め石鹼液に浸漬したものを乾燥後明礬又は其他のアルミナ鹽を澱粉糊中に加へた液中に浸漬乾燥し次にアリザリン染料で引染後迅速に乾燥する。この際引染液は裏面に浸透せないから再び裏面から他の色に依りて同樣に引染する。次に蒸熱を施して水洗する。

（二）樹脂パラフィン等を使用する方法

(イ)「ワセリン」又は「パラフィン」を「デメチールアニリン」に溶解したものと鹽化錫又は「ピンクソルト」を「フォルマリン」に溶解したものとを混和化合せしめ水を加へ其儘か又はこれに醋酸アルミナを加へた特種防染糊を以て模樣若くは一部に刷毛を引捺染し乾燥後他面から適宜の地染液を引染し他面の防染部分に浸染することをなからしめて裏面に模樣又は異色地のある染色物を製造する方法である。

(ロ)植物性油とパラフィン又はワセリンと細末にした松脂、ダンマールゴム、ラック、コーパンの一種又は數種と石鹼末とフォルマリンと醋酸アルミナとを加へた混和加熱物に水を加へて稀釋した液を防染糊として布面全體に塗布し後他面に染着を施しそのまゝ若くは蒸熱の上適宜塗布糊を水洗除去し裏面に模樣又は異色地を有する引染布の染色法。

(ハ)豫め染色したものか又は染色しない有色又は無色の布の一面は「パラフィン」樹脂及「カゼイン」の混合物に重曹又は硼砂のやうな弱アルカリ鹽類との混合物を水と共に蒸熱し冷却後水に稀釋した乳化膠狀液を塗布し加熱固定さし、後醋酸アルミナ若くは明礬の樣なアルミナ鹽類をそのまゝか或は之にフォルマリンを加へた水溶液を加熱し保熱のまゝ其面上に塗布し乾燥後他面に引染を施して裏面に模樣又は異色地を顯はした引染布の染色法。

（三）ゼラチンを遮斷膜に使用する方法

織物をゼラチン液に通して輕く絞り乾燥せしめ織物表裏を分割する皮膜を作り、後その布帛の表裏兩面に布海苔及浸透劑を混和した不完全防染糊と糊粉糊アラビヤゴム滑石灰及蓚酸ソーダを混和した完全防染糊とを印花し後異色の染[illegible]

（四）大豆汁を遮斷膜に使用する方法

綿織物に大豆汁を施し織物表裏の中間に薄き皮膜を作り、次に糊粉糠糊アラビヤゴム硫酸銅醋酸鉛水酸化マンガン及漂白粉から成る防染糊を印花し後藍の染浴中で浸染し兩面變り模樣を染色する方法で防染糊を片面にだけ施すときは模樣は片面だけに表はれ兩面に施すときには兩面に模樣を表はすものである。

以上が從來行はれた方法の大要であつて是等の方法は特許になつたものもあるから直ちにこれを應用することが出來ない。次に新しく試驗して出來た兩面異色捺染法に就いて說明する。

先づ織物に遮斷膜を作るのであるがその方法は次に示す如く甲乙二液より成つて居る。

甲液

ステアリン	二
カゼイン	三
アンモニア水	五
ヘキザメチレンテトラミン	四
石炭酸	二
水	二〇〇

ヘキザメチレンテトラミンは次の如くして作る

フォルマリン	一〇〇
アンモニア水	一〇〇

フォルマリンにアンモニア水を加へ攪拌するときは兩者化合熱を發して著しく昇溫する、これを別器に貯へて置く。

前記の液の混合法は先づステアリン及カゼインを熱湯に混じアンモニア水を加へて攪拌する。然るときは溶解して乳狀液となる、これに水を加へて冷却しヘキザメチレンテトラミンを加へ次に石炭酸を加へる。

乙液

醋酸アルミナ液（トワードル八度）	四〇
アルコール	一〇〇
水	二〇〇

以上甲乙二液を製造した後初めに甲液を布帛に塗布するか或はパツデイング機でパツテイングし乾燥せしめる。次に乙液を甲液と同樣にして塗布して乾燥する。

この方法で遮斷膜を作つた布帛の片面から染料を加へた捺染糊を印花し、乾燥後裏面から他の色の捺染糊を印花する。乾燥後普通の方法で蒸熱を施し水洗して仕上るのである。

使用する染料は酸性染料直接染料を可とし、鹽基性染料は不適當である。

[illegible]

京都染物同業組合月報

第二百七十二號

發行兼編輯人　新野昌懇
印刷人　森木理一郎
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

公示

◆公示第十號、

左記ノ者雇傭契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和六年六月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙染部員井上淸三郎徒弟　山本森太郎
〃　〃　寺田米吉
〃　〃　藤田榮次郎
〃　〃　堀新太郎
〃　〃　大橋良雄
〃　〃　府野德衛
形彫部員　松井正雄〃　竹田正次
〃　〃　小島加波
練物部員　高田登七〃　栗田爲市
〃　〃　橫田フサ
茶染部員　木村爲兵衛〃　山下政子
〃　〃　小澤菊江

雜錄

◎稅務相談會

京都商工會議所の斡旋にて每年大阪稅務署員の出張を求め收益稅所得稅の不當決定に對する是正を求むるため相談會を開催し來りたるが今年度は本月廿五日より七月二日迄期間に開催せらるゝ筈ゆへ組合員へ通知すべく左の通り申來れり

陳者每年一囘開設スル事ニ相成居候大阪稅務相談所臨時出張所ヲ來ル六月廿五日ヨリ七月二日迄七日間（日曜日ヲ除ク）每日午前八時半ヨリ午後四時迄京都商工會議所內ニ開設致候ニ就テハ御多用中誠ニ御迷惑トハ存候ヘ共既ニ稅務署ヨリ納稅義務者ニ通知有之候本年度分第三種所得營業純益及乙種資本利子等ノ決定金額ニ對シ異議或ヒハ疑問有之候向ハ固ヨリ其他一般ノ國稅ニ關シ不審ヲ抱カル、向ハ成可ク關係書類御持參ノ上御遠慮ナク來所御談合被下候樣貴組合員各位ヘ周知方御配慮相煩度此段御通知旁々御依賴申上候也

◎安全週間に就ての講演

去る十六日午後一時より當組合に於て府工場課北里課長矢盛北村兩監督官出張來る七月一日より實行せらるゝ安全週間に就て其趣旨を布演し說明する處ありたるが先づ實行を徹底せしむるには左の方法に據るを必要とすと

一、工場ノ大小ニ依リ安全委員又ハ安全係、衛生係ヲ一名乃至數名選任スルコト

二、安全委員又ハ安全係、衛生係ノ職氏名及分擔事項ヲ工場內見易キ場所ニ揭示シ一般從業員ニ周知セシムルコト

三、安全委員又ハ安全係、衛生係ハ一定ノ「マーク」若クハ腕章ヲ佩用スルコト

四、安全委員又ハ安全係、衛生係ノ執務規定ヲ作成シ其ノ任務及執務手續ヲ明示シ置クト共ニ當該各係員ハ安全週間終了スルモ尙引續キ其ノ任務ニ當ルモノトス

五、安全委員又ハ安全係ハ概ネ左ノ任務ヲ擔當スルモノトス

(イ)安全運動趣旨ノ徹底

安全委員又ハ安全係ハ一般從業員ニ對シ安全週間ニ關スル講話ヲナシ之カ趣旨ノ徹底ヲ期スルコト

(ロ)工場內ノ整理整頓

總テ工場內ニ於ケル物品ノ配置其ノ他ニ付整理整頓ヲナシ事物ノ無駄ヲ排除シ作業能率ヲ向上セシムルト共ニ危害發生ノ豫防ヲナスコト

(ハ)安全檢查ノ勵行

安全委員又ハ安全係ハ準備デー當日迄ニ工場附近並工場內ヲ隅ナク巡視シ總テノ設備ニ就キ異狀ノ有無殊ニ危害豫防設備、安全裝置不完全ナルモノナキヤ否ヤ等ヲ綿密ニ檢查スルコト

(ニ)消防施設ノ點檢

安全委員又ハ安全係ハ工場內ニ於ケル消防施設ノ有無完否ヲ調查點檢シ火災ノ豫防消火能力等ニツキ遺憾ナカラシムル樣努力スルコト

(ホ)各種設備ノ修理、作業方法ノ安全指導

安全委員又ハ安全係ハ安全週間前タルト安全週間中タルトヲ問ハス工場內ノ機械及設備裝置等ニ關シ其ノ機能ヲ欠キ又ハ不完全ナルモノ、災害發生ノ原因トナルモノアルトキハ之カ修理ヲナシ欠陷ヲ補フ等最善ノ方法ヲ考案シテ工場主又ハ工場管理人其ノ他係員ニ申報シテ其ノ實行ヲ促進スルコト

(ヘ)從業員ニ對スル安全注意ノ喚起

安全委員又ハ安全係ハ安全週間中工場內ノ巡視ニ際シ又ハ其ノ他ノ機會ニ於テ從業員ニ對シ危險、危害、災害、取扱注意等ニ關シ注意力ヲ喚起スルコト

(ト)危害、災害、事故ノ原因調查

安全委員又ハ安全係ハ安全週間中發生シタル危害、災害等ノ事故發生原因ノ調查ヲ遂ゲ再發ノ虞ナキ樣適當ノ處置ヲナスコト

(チ)安全統計及記錄ノ調製

安全委員又ハ安全係ハ安全週間中日誌ヲ備ヘ每日取扱ヒタル事項ニ關シ詳細ナル記錄ヲナシ各種ノ統計ヲ作成シ必要アルトキハ之ヲ一般從業員ニ說明シ又ハ揭示スルコト

六、衛生係ハ概ネ左ノ任務ヲ擔當スルモノトス

(イ)衛生思想ノ普及涵養

衛生係ハ一般從業員ニ對シ安全週間ニ就キ其ノ趣旨ノ徹底ヲ期スルト共ニ衛生思想ノ普及涵養ニ關シ適當ナル方策ヲ講シ其ノ實行ヲ爲スコト

(ロ)工場內ノ淸掃

工場內ニ於ケル設備、機械器具裝置、器具置場等ニツキ淸淨ヲ行フコト

(ハ)工場附屬設備ノ淸淨

事務室、守衛室、小使室、原料製品倉庫、車庫、自轉車置場、食堂、湯呑所、洗面所浴場、脫衣場、更衣室、便所、手洗場、炊事場、寄宿舍、合宿所、病院、病室、休養室、休憩室、喫煙室、談話室、俱樂部等ノ淸掃ハ嚴重ニ之ヲ行フコト

(ニ)衛生統計及記錄ノ調製

安全委員又ハ安全係ニ準シテ之カ統計及記錄ヲ爲スコト

(ホ)救急箱ノ設備

安全心得

安全第一
治療の百圓より豫防の一圓
小さな不注意から大きな怪我
夜更かし寢不足怪我のもと
慣れぬ內慣れての注意
機械
仕事の前に機械の點檢
齒車手を嚙むベルトも注意
身ごしらへ
長すそ長ひも怪我のもと
長い髮の毛帽子で守れ
仕事
場內整頓安全第一
手足より先心が大事
電氣
スウイッチ握る手人命も握る
火の用心
忘れぬ注意を忘れる火災
ボロや屑もの散らせば危險
マッチ煙草のからより大火
協力
心協はせて安全週間

衛生心得

戶外の空氣を胸一杯に
身体は日光浴寢具は日に曝らせ
運動と睡眠
運動遊戲で健康增進
充分眠り程よく休め
腹卷しつかり寢冷の用心
節制
暴飲暴食短命の基
咀嚼は充分腹八分
淸潔
身のまはりから先づ淸潔
痰唾はたんつぼに屑は屑籠に
掃除するにはほこりを立てず
健康第一
治療の百日より豫防の一日
心協はせて先づ健康

◎形彫部徒弟競技會

本月一日午前十一時形彫部徒弟競技會を開催し三輪部長の開會挨拶に初まり三浦審査長の報告市長代理の褒賞狀商工會議所會頭代理の賞品を各授與し受賞者總代の答辭組長代理副組長淸水藤三郎氏の挨拶を以て閉會せり

告辭

京都染物同業組合ハ形彫部第二十一回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラル、ニ當リ諸子カ茲ニ受賞ノ光榮ヲ擔ハレタルハ斯業進歩ノ上ヨリ見テ慶賀ニ堪ヘサル所ナリ

元來形彫ノ業ハ模樣形染ヲナスニ必要ナル基礎材料ノ製作ニシテ其精粗巧拙ハ直ニ染製品ノ成績ニ大關係ヲ及ホスモノナレハ當業者ハ常ニ心ヲ茲ニ存シ注意スヘキハ勿論ニシテ當組合カ年々此種ノ催ヲナシ其業ノ獎勵ヲナスハ時機ニ適シタル事ト信スルナリ

諸子ハ多數ノ出品中ヨリ選抜セラレ光榮アル賞ヲ受ケラレタルハ名譽ノ至リトスルモ今後之ニ滿足スルコトナク益々研究ヲ怠ラス時代ニ適切ナル技工ヲ練磨シ京染ノ發達向上ニ貢獻セラレンコトヲ望ムト一言敍ヘテ告辭トス

昭和六年六月一日

京都府知事　佐上信一

告辭

京染カ今日ノ如ク嘖々タル名聲ヲ博シテ居リマス所以ハ各部ノ技術カ專門的ニ研究ヲ遂ケラレテ居ルカラテアルト信スルノテアリマス即チ本組合ハ年々各部ニ於ケル競技會ヲ開催シテ技術ノ進歩發達ニ努力シ以テ斯業ニ貢獻スルトコロ砂ナカラサルニ今又茲ニ形彫部第二十一回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラレマスコトハ斯業進展ノ爲洵ニ慶賀ニ堪ヘナイ所テアリマス

元來形彫ノ業ハ模樣染ニ用フル基礎材料ノ製作テアリマシテ其ノ技術ノ巧拙ハ直ニ製品ノ優劣ヲ左右スル樞要ナル一部門テアリマスカラ之レカ進歩ハ即チ吾カ京染ヲシテ益々隆盛ナラシムルモノテアリマス

本日諸君カ選奬ノ光榮ニ浴サレタルハ不斷ノ研鑽努力ノ結果テアリマシテ吾人ノ深ク敬意ヲ表スル次第テアリマス諸君ハ今日ノ成績ニ滿足スルコトナク更ニ一層ノ研究ヲ積ミ京染ノ聲價ノ發揚ニ努力セラレンコトヲ切望シテ止ミマセヌ一言ヲ述ヘテ告辭ト致シマス

昭和六年六月一日

京都市長　土岐嘉平

告辭

京都ノ染色工藝ハ古來合理的ナル分業法ニ依ツテ構成セラレ各部技術ノ糾合ニ依ツテ其ノ精華ヲ發揮シ今日京染ノ聲譽ヲ得ツヽアルノデアリマスカ形彫ノ技術ハ殊ニ京染ノ基本的工程ヲ最モ主要ナモノテアリマス今回第廿一回ノ競技會ヲ開カレ多數ノ優賞者ヲ見ルコトヲ得マシタノハ我カ染色界ノ爲メ洵ニ慶祝トスル所テアリマス冀クハ小成ニ安ンシテ傳統的技能ニノミ拘束セラル、コトナク進ンテ向上ノ一路ヲ開拓スルノ意氣ヲ以テ將來ノ大成ヲ期シ益々技巧ノ練磨ヲ積ミ京都染色工藝ノ隆昌ニ貢獻セラレンコトヲ至囑スル次第テアリマス一言コレヲ以テ告辭ト致シマス

昭和六年六月一日

京都商工會議所會頭　大澤德太郎

審査報告

形彫部第二十一回徒弟競技會開催ニ當リ出品點數二百九十四點ノ多キヲ見ル今之レヲ友仙形、小紋形ノ二種ニ區別シ更ニ出品徒弟ノ修業年限ニ應シテ甲乙丙丁ノ四等ニ分チ原圖ニ基キ輪廓ノ正確ヲ主トシ運刀ノ巧拙ヲ察シ技巧ノ成績ヲ參酌シ精密審査ヲ遂ケタルニ概シテ進歩ノ實蹟ヲ認ムト雖モ尚ホ研究ヲ要スルハ勿論ナリ今其中優秀ト認ムルモノヲ擧ケテ擬賞スル處左ノ如シ

一等賞　四名
二等賞　十二名
三等賞　二十一名
褒狀　六十九名

以上授賞アラン事ヲ申請ス

昭和六年六月一日

審査總長　三浦隆治

答辭

當組合ハ徒弟ノ技術奬勵ノ目的ヲ以テ競技會ノ開催ヲ促カサレ吾形彫部ニ於テモ此方針ニ從ヒ年々一回ノ開催ヲ見ルコト本年ヲ以テ第二十一回ヲ重ヌルニ至リ本日之レカ褒賞授與ノ式ヲ擧ケラル、ニ當リ吾等受賞ノ光榮ニ浴スルコトヲ得タルハ誠ニ喜ヒニ堪ヘサル所トス殊ニ貴賓各位ノ御臨場ヲ辱フセシノミナラス懇篤ナル告詞及賞品ヲ賜リ奬勵セラル在ニ於テ受賞者ハ益々今後責任ノ大ナルヲ感スルト共ニ一層奮勵事ニ當リ斯業ノ爲メニ貢獻シ以テ今日ノ光榮ニ答フル所アランコトヲ誓フト謹ンテ答辭トス

昭和六年六月一日

受賞者總代　小山縞三郎

形彫部第二十一回徒弟競技會受賞者

一等賞　四名
清水正清　木下幸一　河村孝次郎
狩野長雄

二等賞　十二名
不本種次郎　龜山秋滿　岩城正義
和田義　和田允智　吉村市太郎
丸田義信　奥村俊次　小西與惣吉
岩佐健造　八田政市　山本作治

三等賞　二十一名
岩田信次郎　櫻井晉一　大杉清太郎
小山縞二郎　片山禮次　中川國雄
清水博之　齋藤六郎　河合孝作
岩田助雄　上光粂治　落合重信
中村幸太郎　寺村寅三　筒井末安
中川弘　眞野常男　前田太次郎
藤井倫將　伊藤米吉　藤井正一

褒狀　六十九名
齋藤傳吉　岡喜一　石股茂
市川幸三郎　吉村市太郎　藍野直一
長瀬政一　稲垣扶一　鈴木久雄
石田秀雄　前川廣　三輪義男
砂原登太郎　小西忠夫　石股利朗
伊藤光三　花房安之助　加藤一郎
田邊繁雄　岩田秀之　平尾繁太郎
渡邊登三　熊木善治　上島勇
舘浩　伊藤石松　杉野健一
谷茂生　谷口秀雄　諸橋章一
中川宏　松渡芳吉　福井俊夫
佐竹鶴造　不岡昇　天野時藏
八田一樹　青山伊三郎　山地傳
宇野義雄　西村清助　三科捨之助
藤井靜夫　伊豆田丈之助　佐竹長助
岡下正三　北岡菊次郎　赤坂憲一郎
前田長三郎　西田弘　北村勇三
西村政一　竹内卓　堀井格三郎
岸岡義孝　片岡林　高木達郎
保木敬次　栗田善一　田中義男
豊田耕治　石野正夫　馬場勝巳
吉田信次　糸川芳美　芝田信一
今井龜太郎　宮崎清　青山伊三郎

◎浸落調整部徒弟競技會

同部は本年を以て第廿七回の徒弟競技會を開催せるが去る十五日午前十一時より褒賞狀授與式を擧行せり式の順序は井上部長開會の挨拶に次て三浦審査長の報告市長代理會議所會頭の褒賞狀賞品の授與を終り受賞者總代の答辭八木組長の挨拶を以て式を閉づ

© Kyozomekai

告辭

京都染物同業組合ハ本日茲ニ浸落調整部第二十七回徒弟競技會褒賞授與ノ式ヲ擧ケラル抑モ本部ハ夙ニ各自ノ[illegible]スル徒弟ノ技術ヲ啓發シ常ニ斯業ノ向上發達ニ貢獻スル所多ク當局ノ熱誠嘉稱スヘキ處ナリ[illegible]業ノ技工タル直接ニ間接ニ染色物ノ缺點ヲ補フニ必須欠クヘカラサル特種ノ妙技タルハ信シテ疑ハサル所トス而シテ今本會出品ノ成績ヲ見ルニ多年ノ經驗上トハ言ヘ能ク實際ニ[illegible]進歩ノ成績ヲ示セルモノアルヲ知ルハ斯業ノ將來ニ於テ人心ヲ强フスルモノト信ス望ムラクハ受賞者諸子ハ一層奮勵シテ增々研鑽ニ怠ルコトナク今後ノ大成ヲ期セラレンコトヲ一言以テ告辭トス

昭和六年六月十五日

京都府知事　佐上信一

告辭

京染カ古クカラ斯界ノ覇者トシテ名聲ヲ博シ居ル所以ハ染物ノ工程ニ於ケル各部門ノ分業カ實ニ遺憾ナク發達シ其ノ技術カ常ニ時代ノ尖端ヲ行クカラテアルト信スルノテアリマス然シナカラ文化ハ時ノ流ト共ニ進化シツヽアリマスカラ嶄新ナル研究ト進歩シタル技術トハ斯業ニ於キマシテモ寸時ノ苟且ヲ許サナイノテアリマス即チ當組合ハ夙ニ此ニ留意シテ毎年各部ノ競技會ヲ開催シ優秀ナル技術ノ選奬ヲ行ハレ今又茲ニ浸落調整部第二十七回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラレマスコトハ本市產業振興上洵ニ欣慶ニ堪ヘナイ所テアリマス

本日諸君カ選奬ノ光榮ニ浴サレタルハ孰レモ不斷ノ研鑽ト努力トノ結果テアリマシテ洵ニ至大ノ榮譽ト謂フヘク吾人ノ深ク敬意ヲ表スル次第テアリマス

諸君ハ本日ノ成績ニ滿足スルコトナク更ニ一層ノ研究ヲ積ミ各カ京染ノ聲價ノ發揚ノ爲ニ努力

© Kyozomekai

セラレンコトヲ切望シテ一言ヲ述ヘテ告辭ト致シマス

昭和六年六月十五日

京都市長　土岐嘉平

告辭

本組合ハ夙ニ各種分業ノ部門ニ就キ從業者ノ技能向上ニ努メコレカ糾合ニ依ツテ愈々其ノ染色工藝ノ精華ヲ發揮スルニ留意セラレツヽアリマスカ本日浸落調整部第廿七回競技會褒賞狀授與式ヲ擧行セラレ多數ノ受賞者ヲ見ルハ洵ニ慶祝トスル所テアリマス

由來浸落調整ノ技工ハ全工藝ノ技術的生命ヲ左右スルモノテアツテ技[illegible]心ノ注意ト熟練ノ技術ヲ要スルノテアリマス

冀クハ今後一層自己ノ領域ヲ[illegible]シ益々技能ノ研鑽ヲ積ミ京都染色工藝ノ發達ニ努力セラレンコトヲ至囑スル次第テアリマス一言以テ告辭ト致シマス

昭和六年六月十五日

京都商工會議所會頭　大澤德太郎

審査報告

浸落調整部第二十七回徒弟競技會ニ於ケル出品點數ハ二百二點トス而シテ之ヲ修業年限ニ應シ甲乙ノ二級ニ分チ原圖[illegible]スル課題ヲ與ヘ之レニ基キ技工ヲ加ヘシメタルモノニ付キ技色工程及調整方法ノ巧拙ニ重キヲ置キ精密審査ヲ遂ケタルニ孰レモ佳良ノ成績ヲ示セリ其中優良ト認ムルモノヲ擧ケテ擬賞スルモノ

一等賞　四名
二等賞　二十名
三等賞　三十二名
褒狀　五十九名

右ニ對シ授賞アランコトヲ申請ス

昭和六年六月十五日

審査總長　三浦隆治

答辭

當組合ハ徒弟ノ技術奬勵ノ目的ヲ以テ競技會ヲ催セラレ吾浸落調整部ニ於テモ本年ヲ以テ第二十七回ヲ重ヌルニ至リ之レカ褒賞授與ノ式ヲ擧ケラル、ニ當リ受賞ノ光榮ニ浴スルコトヲ得タルハ誠ニ喜ヒニ堪ヘサル處トス殊ニ貴賓各位ノ御臨場ヲ辱フセシノミナラス懇篤ナル告辭及賞品ヲ賜ハリ奬勵セラル茲ニ於テ受賞者ハ此[illegible]貢獻シ以テ今日ノ光榮ニ答フル所アランコトヲ誓ヒ謹ミテ答辭トス

昭和六年六月十五日

受賞者總代　土屋清士郎

浸落調整部第二十七回徒弟競技會受賞者

一等賞　四名
乘田喜代松　土屋清士郎　安岡万次郎
井上武

二等賞　二十名
吉岡末次郎　山田幸三郎　井上兵一郎
山本豊　山本春吉　名倉儀七
山崎忠一郎　花木峰夫　松本庄吉
堂本政治　杉浦貞雄　渡部正三
東清一　岸逢次　小原靜雄
田中順吉　鵜飼寅治郎　伊藤得三
大橋正吉　大谷清

三等賞　三十二名
井上貞之助　岩本保雄　藤井鶴男
森伊之助　東原睦男　松本捨藏
大橋宗次郎　津知康夫　三木甚一
四ケ谷忠助　田野桂之助　久保清造
澤田政吉　下村喜七　山名德次郎
西田末吉　北川進吉　小西正雄
上田義三郎　後藤峰夫　刈部日出
石川健二　藤井鹿藏　影山巖
竹下幸一　堺康治　中村安三郎
山北清市　南條巳之助　西田清一
宇野芳夫　板藤縞太郎

褒狀　五十九名
太田佐一　坂田正治　西村正男
兵藤守　安田末次郎　高島義昌
不林義雄　杉本研一　有川繁一
綾部勳　吉田庄二郎　黒田彥三郎
伊藤悳三　辻川重次郎　宮田正次郎
香山賢武　澤田甚吾　福島信雄
岩上正太郎　不松靜次郎　畑設太郎
岡忠次郎　中野珠郎　中島憲三
長谷川宗一　栗木浩輔　鐵尾龍一
岡崎正次郎　西田英三　矢野武治
西中鶴雄　岡田彌吉　正木政雄
坂谷直一　藤井秀男　村山光之助
橋本長雄　小林定治　橋林大
勝木清志　北村信一　田畑重信
竹村博　納田久一　西村忠男
櫻井學　佐藤金造　田川吉一
桑原良三　井上昇之助　石川兼三
小西友七　山名末三　木本幸太郎
高橋正之助　佐々木健吉　壁見清一郎
鈴本定一　瀧本俊一

[illegible]行は愈よ七月一日より施行せらるゝこととなれり工場主は能く研究の上違反なき樣注意せられたし

工場危害豫防及衛生規則

（昭和四年六月二十日内務省令第二十四號）

第一條　本令ハ工場法第一條ノ工場ニ之ヲ適用ス

第二條　原動機及動力傳導裝置ノ危害ヲ生スル虞アル部分ニハ適當ナル柵圍又ハ被覆ヲ設クヘシ

第三條　動力傳導裝置ノ調帶ノ繼目ニハ突出セル金具ヲ使用スルコトヲ得ス但シ露出面カ弧面ヲ爲シ危險ナキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ適當ナル柵圍若ハ被覆ニ依リ又ハ据附位置ノ關係上接觸ノ虞ナク且運轉中手ニテ取扱フコトナキ調帶又ハ動力弱小若ハ速度緩ニシテ危險ナキ調帶ニ付テハ之ヲ適用セス

第四條　動力傳導裝置ノ車軸接手、車軸留輪、聯軸器（カップリング）、調車其ノ他廻轉部分ニ附屬セル「セットスクリュー」「ボルト」「ナット」及楔類ノ頭部ハ突出セサルモノヲ用フルコトヲ要ス但シ露出面カ弧面ヲ爲シ危險ナキトキ又ハ適當ナル被覆ノ設ケアルトキ又ハ作業（掃除、注油、修繕等ヲ含ム）若ハ通行ニ際シ運轉中接觸ノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條　遊車ヲ使用スルモノニ在リテハ遷帶裝置ヲ設クヘシ但シ作業上已ムヲ得サルモノ又ハ危險ノ虞ナキモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ遷帶裝置ニハ調帶カ不意ニ固定車ニ移ルコトヲ防止スル裝置ヲ爲スヘシ

第六條　調車ト隣接車輪、軸承、車輪接手等トノ間隔狹小ニシテ其ノ間ニ調帶カ脱落シ危害ヲ生スル虞アル場合又ハ車軸ノ運轉中調帶ヲ調車ヨリ時々取外シ置ク場合ニハ適當ナル調帶受ヲ設クヘシ

第七條　注油ノ爲接近スルコト危險アル動力傳導裝置ニハ安全ナル給油裝置ヲ設クヘシ

第八條　作業場所ニハ事故發生ノ場合ニ於テ速ニ原動機又ハ動力傳導裝置ノ運轉ヲ停止シ得ヘキ裝置ヲ設クヘシ但シ作業場所ヨリ原動機据附場所ニ直ニ到達シ得ル場合又ハ係員ヲ常置セル原動機室ニ通スル緊急停止ノ信號ヲ定メアル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條　原動機及動力傳導裝置ノ運轉ヲ開始スル際ニハ之ヲ關係職工（徒弟ヲ含ム以下之ニ同シ）ニ周知セシムル爲豫メ一定ノ合圖ヲ爲スヘシ

[illegible]掃除、注油、檢査、修繕等ヲ爲ス際ニ他人カ之ヲ運轉シ危害ヲ生スル虞アルトキハ之ヲ防止スル爲適當ナル裝置又ハ處置ヲ爲スヘシ

第十條　動力ニ依リ運轉スル機械ノ危害ヲ生スル虞アル部分ニハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外柵圍、被覆其ノ他適當ナル危害豫防裝置ヲ設クヘシ

第十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル機械ノ部分ハ廻轉カ停止スルニ非サレハ開クコト能ハサル裝置ト爲スヘシ

一、綿糸紡績機械ニ於ケル梳打綿機ノ「ファンドーア」、打綿機ノ「ビーターカバー」及「ダートドーア」、梳綿機ノ「シリンダー」ノ「フロントプレート」（但シ眞空掃除器ヲ使用スルモノヲ除ク）練條機若ハ粗紡機ノ「ヘッドストック」ノ「ギーヤリングカバー」

二、絹糸紡績機械ニ於ケル切綿機ノ「シリンダカバー」

三、其ノ他前二號ニ準スヘキモノ

第十二條　動力ニ依リ運轉スル機械ニハ各機械毎ニ速ニ運轉ヲ停止シ得ル裝置ヲ設クヘシ但シ連續セル一團ノ機械ニシテ共通ノ動力遮斷裝置ヲ有スルモノ又ハ危險ノ虞ナキ機械ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　粘性物質ヲ煉捏スル「ローラー」ニシテ危害ヲ生スル虞アルモノニ付テハ事故發生ノ場合ニ於テ被害者カ直ニ運轉ヲ停止シ得ヘキ裝置ヲ設クヘシ

第十四條　動力ニ依リ運轉中ノ原動機、動力傳導裝置若ハ動力ニ依リ運轉スル機械ヲ取扱ヒ又ハ之ニ接近シテ作業ニ從事スル爲頭髪又ハ被服カ之ニ捲込マレ危害ヲ受クル虞アル者ニハ危害ヲ防止スルニ適當ナル帽子又ハ作業服ヲ著用セシムヘシ

職工ハ作業中前項ノ帽子又ハ作業服ヲ著用スルコトヲ要ス

第十五條　物品ノ揚卸口、槽、車輪道、階段其ノ他從業者ノ墜落シ危害ヲ生スル虞アル箇所ニハ柵圍、扶欄、蓋等適當ナル危害豫防裝置ヲ設クヘシ但シ作業上已ムヲ得サルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十六條　作業用可搬梯子ニハ滑止其ノ他轉倒ヲ防止スルニ適當ナル裝置ヲ爲スヘシ但シ床面其ノ他ノ關係ト危險ノ虞ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條　機械間又ハ之ト他ノ設備トノ間ニ設クル通路ハ本令施行前ニ設ケタルモノヲ除クノ外幅二尺六寸以上ナルコトヲ要ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ地方長官（東京府ニ於

テハ警視總監以下之ニ同シ）ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條　危險ナル箇所ニハ適當ナル標示ヲ爲スヘシ

第十九條　職工ハ濫リニ危害豫防裝置ヲ取外シ又ハ其ノ效力ヲ失ハシムル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第二十條　地方長官ハ爆發性、發火性若ハ引火性料品ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス作業場、貯藏倉庫、置場、貯槽類又ハ容器ニ付危害豫防ノ爲必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第二十一條　爆發性、發火性若ハ引火性料品ノ製造、取扱若ハ貯藏ヲ爲ス場所、瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散シ爆發ノ虞アル場所其ノ他火災ノ危險著シキ場所ニ於テハ直接作業ニ必要ナル場合ノ外火氣ヲ使用シ又ハ火花ヲ發セシムルコトヲ得ス但シ安全燈、電燈其ノ他危險ナキモノノ使用ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場所ニハ喫煙其ノ他不必要ナル火氣使用禁止ノ旨ヲ掲示スヘシ

第二十二條　油又ハ印刷用インキ類ニ依リ浸染シタル襤褸、紙屑等ハ不燃性ノ容器ニ收メ其ノ他適當ナル處理ヲ爲スヘシ

第二十三條　爆發性、發火性若ハ引火性料品ノ製造者ハ取扱ヲ爲ス作業場又ハ常時五十人以上ノ職工ノ就業スル作業場ニハ火災等ノ場合ニ於テ容易ニ安全ナル場所ニ避難シ得ル爲適當ナル二以上ノ出口ヲ設クヘシ

常時十人以上ノ職工カ二階以上ニ於テ就業スル場合ニハ各階ニ適當ニ配置セラレ容易ニ屋外ノ安全ナル場所ニ通スル二以上ノ階段ヲ設クヘシ

二階以上ニ於テ就業スル職工カ常時五十人以上ナルトキハ前項ノ階段ハ左ノ條件ヲ具備スルヲ要ス

㈠踏面七寸以上蹴上七寸以下ト爲スコト
㈡勾配ヲ平面ニ對シ四十度以内ト爲スコト
㈢高サ十二尺ヲ超ユル場合ニハ高サ十二尺以内每ニ踊場ヲ設クルコト
㈣幅內法三尺五寸以上ト爲スコト
㈤廻段ヲ設ケサルコト
㈥外側ニハ二尺七寸以上ノ扶欄ヲ設クルコト
㈦各段ヨリ高サ五尺七寸以内ニ障碍物ナキコト

作業ノ性質、建設物ノ構造設備等ノ關係上其ノ必要ナキ場合又ハ本令施行前既ニ設ケタル建設物ニ付已ムヲ得サル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

避難ノ爲作業場ノ通路、階段及出口ノ設置構造ニ付必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第二十五條　第二十三條ノ規定ニ依ル出口、前條ニ依リ設置ヲ命セラレタル出口及之ニ通スル通路若ハ階段ニシテ常時使用セサルモノニハ適當ナル標示ヲナシ何時ニテモ避難シ得ル樣有效ニ保持スヘシ

第二十六條　瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ衞生上有害ナル場所又ハ爆發ノ虞アル場所ニハ之カ危害ヲ豫防スル爲其ノ排出密閉其ノ他適當ナル設備ヲ爲スヘシ

第二十七條　左ニ掲クル場所ニハ必要アル者以外ノ者ノ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨掲示スヘシ

一、爆發性、發火性又ハ引火性料品ノ製造、取扱又ハ貯藏ヲ爲ス場所
二、毒劇藥、毒劇物又ハ其ノ他ノ有害料品ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス場所
三、瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ衞生上有害ナル場所
四、多量ノ高熱物體ヲ取扱フ場所

前項ニ依リ禁止セラレタル場所ニハ職工ハ濫リニ立入ルコトヲ得ス

地方長官ハ第一項ノ場所ニ於ケル作業ニ關シ他種ノ作業ノ禁止其ノ他必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第二十八條　研磨機ニ依ル金屬研磨、炭酸含有清涼飲料水ノ壜詰其ノ他物體ノ飛來ノ虞アル作業、高熱物體又ハ毒劇藥、毒劇物ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス作業、有害光線ニ曝露スル作業多量ノ粉塵又ハ有害ノ瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散スル場所ニ於ケル作業其ノ他危害ノ虞アリ又ハ衞生上有害ナル作業ニ於テハ之ニ從事スル職工ニ使用セシムル爲適當ナル保護具ヲ備フヘシ職工ハ作業中前項ノ保護具ヲ使用スルコトヲ要ス

第二十九條　衞生上有害ナル瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル工場ニ於テハ當該職工ノ爲適當ナル食事ノ場所ヲ設クヘシ但シ當該職工カ工場内ニ於テ食事ヲ爲ササル場合ニハ此ノ限ニ在ラス

毒劇藥、毒劇物其ノ他有害料品ノ取扱ヲ爲ス工場多量ノ粉塵ヲ發散スル工場其ノ他ノ工場ニシテ作業ノ爲身體ヲ汚染スル工場ニ於テハ適當ナル洗面裝置ヲ設ケ必要品ヲ備フヘシ

前二項ノ工場又ハ高熱物體ヲ取扱フ工場ニ於テ地方長官必要ト認ムルトキハ飲料水ノ供給又ハ食事ノ場所、更衣所、含嗽裝置若ハ浴場ノ設置ヲ命スルコトヲ得

アルモノニ在リテハ緒引出具ヲ備フヘシ

職工ハ杼通ノ爲緒ヲ吸出スヘカラス

第三十一條　地方長官ハ衞生又ハ危害豫防上必要ト認ムルトキハ工場及附屬建設物ノ採光、換氣ノ爲窓面ノ增加又ハ照明裝置其ノ他適當ナル處置ヲ命スルコトヲ得

第三十二條　工場ニハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備フヘシ但シ作業ノ性質上傷害ノ虞ナキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

救急用具及材料ノ備附場所及使用方法ハ之ヲ從業者ニ周知セシムヘシ

第三十三條　食堂、炊事場及食器ハ常ニ清潔ニ保ツヘシ

食堂及炊事場ニハ工場法施行規則第八條第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得ス

第三十四條　更衣所及浴場ハ之ヲ男女用ニ區別スヘシ

第三十五條　地方長官ハ前各條ニ定ムルモノノ外工場及附屬建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衞生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除外ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命スルコトヲ得

第三十六條　第十九條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十一條ノ場所ニ於テ喫煙ヲ爲シ其ノ他濫リニ火氣ヲ使用シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條、第二十八條第一項及第三十條ノ規定ハ本令施行後一年間、第八條、第二十三條第一項乃至第三項　第二十九條第二項及第三十四條ノ規定ハ本令施行前既ニ設ケタルモノニ付本令施行後一年間、第二條、第三條第一項、第四條乃至第七條、第十條乃至第十三條、第十五條、第二十六條及第二十九條第一項ノ規定ハ本令施行前既ニ設ケタルモノニ付本令施行後二年間之ヲ適用セス

本令施行前既ニ設ケタルモノニ付第二十三條第四項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ本令施行後四月以内ニ其ノ申請ヲ爲スヘシ

◆當事務所員にして染加工賃不拂をなすものゝこれある場合は被害高及氏名を記し御申越し下されたく公告す

京都市河原町通二條上ル
柿澁製造
卸問屋
澁新老舗
電話上二〇二一番
振替大阪一五五一〇番
製造場　府下鷲峰山麓

京都染物同業組合月報

第二百七十三號
發行兼編輯人　新野貫悳
印刷人　森本理一郎
京都市姉小路竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

公示

◆公示第十一號

左記ノ者雇傭契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此段公示ス

昭和六年八月二十五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙染部員　川瀬佐太郎雇	佐竹爲吉
〃　〃　〃	村井正二
練物部員　高田啓七〃	羽淵茂市
友仙染部員　渡邊高男〃	松岡績夫
〃　〃　〃	菅原義孝
〃　〃　〃	岩谷次鶴
〃　〃　〃	木村清市
〃　〃　〃	田邊松造
〃　吉井千代松〃	伊關四郎
〃　〃　〃	佐藤よみ
〃　柳田千之助〃	竹内龜之助
〃　〃　〃	山下達雄
〃　山本錦三郎〃	中谷不次郎
〃　〃　〃	小瀬由五郎
〃　〃　〃	藤井富太郎
〃　〃　〃	吉田倉之助
〃　〃　〃	吉澤勝良
〃　〃　〃	殿地武夫
〃　〃　〃	後藤清八
洗色技部員　多田捨六郎〃	谷口清一郎
友仙染部員　不井吉之助〃	内村投不
〃　〃　〃	木口元繁

雜錄

◎動力税

頃日府に於ては電動力使用者に對し一馬力金五圓の賦課方針を以て目下調査中と專ら風說せるより使用者間に一大衝動を起しつゝ之れが對策を講ずべく組合へ申告せられしより八木組長は京都府廳へ出頭し知事に面會せられ其實否を確められたるに目下左樣な考へはない調査は內務省の命に依り此種の取調べを行ひたるは事實なりとの答へなりしと聞けば差迫りたる問題にはあらざるべしと

◎小紋染見學旅行

同部員百二十名は去る十三日午前八時打揃ひ大阪三越百貨店へ見學旅行をなせり其目的とする處は近來各地方に於ける染業の進步は著しく漸次京染の範域を侵食せる實況なるを以て之れが視察を試みんとするも容易の事にあらざれば寧ろ之れらを取扱はるゝ大商店に依賴し此種の特別陳列を願ひ便宜說明を求めたき希望を以て豫め本組合より三越京店を通じ大阪本店へ照會方を依賴したるに承諾を與へられたるに基き指定期日の十三日午前十時該店へ到着し係勢中村爾氏の案內を受け休憩室に導かれ當部の部長たる山岸氏より地方製品の批判流行に關する染業者の心得等に就き意見及御指導を求めたき希望を述べて挨拶をなせり該店に於ける各係員は實物に就き詳細の說明せらるゝあり或は實用に伴はざる奇矯な製品の嚴禁すべきこと染價競爭の結果外觀の美なるも實質の伴はざる等一々實例を擧げて說明せられたる當業者の參考上得たる智識は多大なりしと滿足せり

◎御召精整部總會

去る十五日午前九時より總會を開き豫て役員會に於て審議中なりし部規約の改正案を附議し組合西田幹事詳細の說明をなし決局原案を可決し次に上半期事業報告をなし午後一時閉會したり

◎湯熨斗部總會

去る二十日午前九時より總會を開き時況に伴ふ對策其他重要問題に就き附議したるも出席定數を缺くを以て部長北村市次郎氏の上半期に於ける事業報告副組長寺井長次郎氏の產業合理化に就ての意見より當業者が現在使用せられある木炭數種の見本を取寄せ其優劣利害に就ての實驗談をなし大に節約宣傳に力められたるは責務に忠實なるものと感せしめたり

◎小紋染展覽會

同部には新彩會研進會等の小團體ありて各展覽會を開き互に其技術研究に精進するの感ありしが斯くては將來部内に於て同種のものが續出し遂ひに自然紛擾の際を來たすに至る恐れあればとて先輩は憂慮し過日來本部の事業として每年展覽會を開き一般へ宣傳し來りたる事ゆへ之と併合し協力一致するは本業のため得策なりとの說に兩會も同意したるを以て之を機會とし去る八月二日八坂倶樂部に於て開催し出品三百餘點を陳列したるが何れも秋冬向きの意匠を凝らしたる[illegible]なりし[illegible]經費收支計算は左の通り報告せり

第五回小紋展覽會經費決算報告

收入ノ部

一金壹千四百七拾圓也	總收入高
內譯	
壹千貳百四拾圓也	會費
金壹百圓也	組合補助金
金壹百圓也	市役所補助金
金參拾圓也	會議所補助金

支出ノ部

一金壹千四百五拾七圓七拾七錢	總支出高
內譯	
金貳百拾參圓參拾參錢	會場借入費
金八拾壹圓六拾四錢	照明工事一切
金貳百七拾參圓參拾四錢	裝飾一切
金貳百五拾四圓四拾貳錢	建看板、圖案ポスター、廣告、宣傳、
金六拾九圓五拾錢	氷、生花、盆栽借入費
金四拾九圓拾六錢	通信費
金四拾參圓也	諸印刷費
金百拾貳圓也	傭人賃實費心付
金七拾九圓參拾七錢	委員會費及饗食事費
金百六拾七圓五拾錢	[illegible]待費
金四拾參圓九拾五錢	雜費
金貳拾圓也	備品代
金貳拾貳圓貳拾參錢	出品中止者へ返金
差引殘り	
金拾貳圓貳拾參錢	次回繰越

右報告候也

昭和六年八月

小紋展覽會委員長　山岸好松
同　會計　高木忠次郎

◎試驗場長辭職

京都市立染織試驗場長淺井修吉氏は其留守中不祥問題を起したる責任を負ひ辭職せられ其後任として當分市產業部長大野勇氏兼務を擔當せられ又庶務課主席瀨川寬人氏辭職後任小貫靜馬氏就任せられたるが當組合試驗場は元岐阜工業試驗場小林太四郎氏を聘し試驗事務を取扱はしめつゝあれば組合員は隨時來所研究せられたし

◎京染裏地の變遷

古來染色が工藝中の主位をなしてゐる京都に於ては、裏地の沿革も亦古い歷史を經てゐるが、今日の如く科學的な染色工程を採る樣になつたのは、比較的最近のことである。それ以來の京都の染色は紺布と云ひ絹布と云ひ、すべて天然染料——殊に藍を用ひて居り、裏地の主產地は江州と京都に限られ、互に競爭の地位にあつたが、[illegible]江州紺は兎角色が褪め易い缺點があつて、ために主要なる染色工程も漸次京都に集まり、裏地產地としての京都は獨步の地位を占める樣になつた。今日京都が關西裏地界の王座を占めてゐる素因は實に[illegible]たことは前に述べたが、そんな關係から染色工程の期間も今日から想像すれば馬鹿げてゐる程長い月日を要したものである。染料は[illegible]の中でなされ殆ど藍を用ひての染色はすべて、紺色に染上げられるまでも浸染を繰り返し

あるため、最初の工程より市場に出るまでには尠くとも半ヶ年以上を費すのが普通であつた。今染めの順序及び其回數を示せば、最初の二三回で染められたものは、淺黃色となり、五六回では千種となり、八九回で納戶、十三四回で江戶花と稱せらる染めとなり、三十四五回で漸く紺色となつて所要の目的が達せらる。しかし此の染上つた品もすぐ市場に出し得る程完成したものではなく、半期乃至は三四ヶ月間藏入れする必要があつた。これを枯らすと云はれてゐるが充分枯された品でなければ、優秀なる商品として市場に見ゆることは出來ない。かゝる悠長なる染色工程が施されてゐた時代より今日の京都裏地の隆昌を思ふ時は、何人と雖も多少の感慨に打たれることであらう。

明治三十年頃となつて獨逸染料が一般に使用される樣になると、京都裏地界に劃期的な變革が起つて來た。先づ生地が化學的な機械工業に適應する樣に精撰され、今迄小幅で染められてゐたのが、三幅大幅ものが其儘染色し得る樣になつた。英國マンチエスター製の廣幅織物が輸入されて、小幅ものを壓倒するに至つたのも其當時の事である。又裏地の包裝も著しく變化し從來の粗雜な紙文庫は廢れて、箱が使用されレツテルが貼付される樣になつた。そして登錄商標が八ヶ間敷く云はれるまでに進步したのであるが、未だ其製品としてはジツカ卷（卷染）の如き幼稚極まるものに過ぎなかつた。其後三十六年大阪に開催された勸業博覽會及び全國衣裝工藝博覽會、富山縣主催の關西府縣聯合會等への裏地の出品が動機となして京都裏地は漸次發展への過程を辿り、紺花褐色の三色の染色に成功した。

大正八九年ナフトールの赤染の製品が出來るに及んでは急激な進步を示し、漸次他の色染めにも成功して色合も次第に複雜化して來たのである。其後は裏地界に大した變化もなく順調に推移して來たが、明治大帝の御大喪に際して、京都裏地界に一大恐慌時代が現出した。それは黑染が盛んに用られた結果獨逸染料が暴騰し他面に於て製品の値段の競爭が激甚となつたことである。然し幸にも大正四五年には、常態に復して漸次發展の一路へ向ひ八年となると最好調に達し、關係會社商店の增設改築が行れるの盛況を呈した。工業會社の製造販賣が盛んに行れたのも亦此頃である。其後は自然陶汰による裏地業者の榮枯盛衰は免れなかつたが、大正十二年の關東大震災を一劃期として裏地界も落付くに至り、大した波瀾にも遭遇せず今日の如き進展を見ることが出來たのである。

◎製作品の故障に就いて

絹布の加工に關して生ずる故障の原因に就ては昭和四年十二月號本紙上に森弘氏の名に於て既に發表しあれば委しくは論せない

第七項、酸化鐵の存在に依り變色脆化したるもの此の項を少しく補足したい、同項に

「鐵銹は總ての纖維を脆化することは公知の事實で因つて來るところ染織整理に用ふる鐵材の銹或は用水の鐵銹である」云々

實際の作業上屢々脆化穴明等に遭遇するので注意は鐵材に限るだらうか疑問が生じたので之が試驗を縦輪を用ひてなした其結果を發表する

絹糸紡積糸を用ひて撚糸機は長谷式により銅製水桶上に石鹼溶液に可溶性植物油を混じたる溫液を滴水す翌日になると綠青の沈澱附着物が水桶に生成するのである

此の綠青を糊にて纖維に附着せしめ又鐵粉を別の箇所に糊にて附着せしめ撚掛をなし之を製織し精練工程には普通の如く絞寄せをなした上に適量の石鹼及曹達を用ひて精練した精練品には

綠青の方は稍黑味を帶びたる茶褐色の汚點を印し

鐵粉の方は茶褐色を呈して色相を異にした

倘石鹼及曹達練釜中に亞鉛酸曹達の化合物を投じて續行した處綠青の方が鐵粉の方より一層濃黑色を現はしたが穴は明かなかつた

次で之を過酸化水素液にて漂白した

過酸化水素液
硅酸ソーダ水溶液
水

よりなるアルカリ性浴にて攝氏七十度を保持すること十五時間にして引き上げた

右工程に於て兩者とも穴明を生成した

依て更に次の試驗をなした

1 鐵粉
2 鐵銹
3 綠青（撚糸機に生成した）
4 酸化銅
5 銅に接觸
6 銅粉

右を夫々附着又は接觸せしめた上撚糸製織精練漂白の各工程を實際的作業同樣に施行した其の結果

① 鐵粉	穴疵
② 鐵銹	汚點
③ 綠青	穴疵
④ 酸化銅	汚點
⑤ 銅に接觸	穴疵
⑥ 銅粉	同

以上の成績を得た斯くて鐵より銅の方が反て亞硫酸ソーダ化合物を用ふる精練及過酸化水素漂白に於て影響の大なるを知つた殊に既に酸化せられて酸化鐵よりも銹を生ぜざる金屬のまゝの方が作用が甚しい思ふに酸化物になつたのより酸化物にならんとするときの作用が强いのであらう

右試驗は要點丈の拔萃である

織物の加工中には脆化穴明を來す原因は種々ある、卽ち製糸紡積合糸撚糸製織精練漂白染色整理等の各工程中金屬の油に混溶したる飛沫又は器具機械パイプ等の金屬の微粒子の附着或は接觸等は各工程中に藥品と水と濕度の作用とにより脆化し又は穴明となるのである

過酸化曹達の如きは往々鐵粉の混在しあるは之を目擊するところである溶解を完全にせざれば危險といふべきである

倘第七項以外の脆化變色のことは機會を得ば發表することにしたい　（組合試驗場報告）

◎商工省技師岸武之八氏

は輸出染及内地向き染物の現況調査のため去る廿一日府商工課市川技師同道來所せられ當組合員の業態に就き諸種の調査をなせるが其主要なる目的は輸出染にあるものゝ如く既に直接當業者工場に就き調査せられたる結果を聞くに大概左の如き實況にありとの事なりし

大阪、京都、名古屋一帶に於ける染色界は輸物の加工が主となつてゐるが、近年銀安の影響と且つ主要仕向先たる支那に漸次染色工業が勃興し又本邦の染色工場も相當移動しつゝある等の爲め依託品漸減、同業の競爭から工賃も激落して著く苦境に至つてゐる。現在染色工場に對する生地問屋からの註文の如き、一流處は相當纏つた數量の註文を受けて居るが二、三流處に於ては十反、二十反といふ半端ものが辛ふじて差廻されるに過ぎず、而も同業の競爭をつけ込んで問屋筋の染賃値押しは峻重を極め殆ど職工の日給にも當らず、加工賃の協定の如き名のみで全く無統制の狀態にあり、勢ひ粗惡染料を使用して染料代の輕減を計り、且つ整理上にも手を省く等の結果となつて染色加工は著しく低下し此の儘放置せば、輸出市場に於て染料製品の信用失墜は勿論、延ては本邦貿易上にも大影響を來す虞れがあるので、同氏は直ちに之を本省に報告すると共に染色組合を指導して之が改善統制を速かに實施せんことを獻策した模樣である。

◎第二回生絹京染宣傳會

全國生絹京染宣傳大會は二十四、五の兩日第一會場を岡崎第二勸業館に第二會場は參加加盟三十店にして前賣界に冬物賣物を通じて手持を一掃し、九月一日からは何を陳列し何を賣らんかと思案するほど棚を空にして居る強味、案じられた購買力も米作の見直し養蠶の豫想以上に收益したこと、正絹製品が他の纖維製品に比して劃期的な安値を示現して居ること、即ち前秋より倘は一割以上割安で大衆化に打つて附けの絕好機會たること、從つて集團的に有力店が全店舖を開放して本秋作品の比較檢討には打つて附けの皮切の宣傳會として凡そ營業に熱と關心を持つほどのものは何を措いても出動せなければならない上に片道二等の旅費を贈呈して呼びかけたのであるから滿鮮北海道樺太の遠距離を始め北陸東北中國九州の出張員は良好にて案じられて居た舊盆集金前といふ日取の惡い點などはケシ飛ばした觀があり約三千五百の招待に對して一三三五といふ盛況なりしと

◎抵當證券と國稅徵收法との關係

旣に公布せられたる抵當證券法に就き大阪稅務監督局より之れと國稅徵收法とが如何なる關係を有するかを說明し左の通り發表せらる

不動產金融に一新紀元を劃した抵當證券法はいよ／＼この八月一日から施行された。申す迄もなくこの抵當證券は、抵當權と及び之れに依つて擔保せらるゝ債權とが、抵當證券なる一つの證券に化してしまうて、手形の如く裏書の方法によつて流通するのであつて、從來の抵當權なる强力な物的擔保の上に、更に裏書人が與ふる人的擔保が加はつた、一層强力な證券なのである。

施行地域は現在では處女法である關係から市制施行地、地方裁判所の所在地で市でないところの浦和町、豐原町及び東京府下の町制施行地に限られてゐるやうだが、それだけでも不動產金融上受くる便益は至大なものであらうと思はれる。

筆者はこの機會に於て、この抵當證券が國稅徵收法との間に、いかなる關係をもつのであるかに付て、少しく概說を試みようと思ふ。

抵當證券が、證券自體から各種の作用を生ずることに付ては、暫く其の道の[illegible]

[illegible]って安全に之れが抵當權と債權とを證券所持人が享有することになるのであるから、其の抵當權から受くる利益卽ち擔保物件たる不動產に付き、他の債權者に先だちて自己の債權の辨濟を受くる抵當權本來の權利が、國稅徵收法なる特別な法律により拘束を受けてゐる關係は、當然證券所持人との關係となるのであつて、從て國稅徵收法といろ／＼な法的關係を生ずることゝなるのである。以下順を追ふて說明する。

國稅優先權との關係

國稅が其の徵收に於て、一般債權に對し極めて優越な權利を有してゐることは、國稅徵收法第二條に、國稅の徵收は總ての他の公課及債權に先立つものとす、とあるに依つて明かなることで、旣に御承知のことゝ思はれる。卽ち原則として私法上に於ける各種の先取特權よりも更に優先して徵收し得る超先取特權なのである。從て本問の抵當權ある債權も、優先することは論を俟たないのであるがこの優越權を際限なく行使するに於ては國稅徵收の交涉もない第三者に對し不測の損害を蒙らしむる結果を見ることを慮つてこの原則に對し例外規程が設けられてある。卽ち國稅徵收法第三條がそれで第三條には納稅人の財產上に質權又は抵當權を有するものその質權又は抵當權の設定が國稅の納期限より一箇年前に在ることを公正證書を以て證明したるときは該物件の價格を限とし其の債權に對して國稅を先取せざるものとす、とある。之によつて不動產上に抵當權（質權のことは略す）がある場合其權利の設定が國稅の納期限から一年前にあれば優越權は適用をしない、といふことになつてゐる。だからたとへ抵當權があつても其設定が國稅納期限から見て一年後のものであれば之は第二條の原則の適用によつて當然國稅に先取されるのである。從て抵當證券が證券發行後は其證券に化せる抵當物件の處分は必ず證券によつて行はれなければならないと云ふ、證券本來の强力な權利も此の場合に於ては何等の力もないことになつて國稅徵收の手段たる抵當物件の賣却に依つて其の抵當權は消滅してしまい、僅かに法第二十八條に依つて其の賣却代金から督促手數料、滯納金、滯納處分費、滯納稅金の全部を控除して尙殘餘があつた時に始めて交付を受け得るだけの權利が殘されてゐるに過ぎないのである。以上が徵收上の優越な原則の適用を受けた場合の說明である。

然らば例外規程である法第三條の適用と抵當證券との關係がどうであるかと云ふに、この適用を受くるには

一、抵當權の設定が國稅納期限から一年前にあることを要する

これは第三條明記の通りであつて、何等疑ふべき餘地がないのである、ところが抵當證券は、豫め抵當權設定者及び債務者の同意を得て、發行の特約を抵當權登記中に登記して置くか、または交付申請をしようといふ時に、これらの人の同意書を添付しさへすれば發行されるものであつて、抵當權設定後となるものであるから、從て證券の發行は國稅納期限から遡つて一年後であつても抵當權の設定は一年前であるといふ場合を生ずる。無論此場合も法律が抵當權設定が一年前にあることを要件としてゐるのだから、理論上當然國稅金に對抗し得るといふことになると信じてゐる。そは、證券の性質上抵當權設定が一年前にあるのであれば、債權も等しく一年前にあるといふ理論からであつて、債權と抵當權とが分離しては抵當證券が成り立たないといふ證券本來の性質から來た當然の歸結であると思ふからである。しかし國稅に對抗し得る債權額は登記された債權額でも、證券發行當時の債權額でもなく、當時殘存してゐる債權額（證券所持人卽ち債權者が利息や元金の一部を受けたときは、證書に其の事項を記載して署名捺印することになつてゐるから、證書面の殘存元本價格となる）に對してのみ主張し得ることは、申す迄もないことである。

二、抵當權の設定あることを公正證書を以て證明するを要すること

微收官廳が國稅金滯納の爲め差押へたる不動產中に、抵當權ある物件が介在してゐても、抵當權者が公正證書を以て抵當權あることを證明しなければ、優先權は認められないことになつてゐる。卽ち抵當權者が證明しなければ、之れを援用しないものとなるのである。そこで一般抵當權者は、これ迄は抵當權設定の登記ある登記簿の謄本又は抄本を以て證明してをつたのであるが、これが抵當證券の場合になると、

（イ）證券發行後は、證券所持人が抵當權者となるのであるから、之れが證明は證券所持人が爲すべきものである。

（ロ）證券は裏書に依つて自由に讓渡され、債權一部の辨濟も所持人に於て證書に記入されるものであつて、登記などする要がないのであるから、抵當權者が誰人で、債權額がどうなつてゐるかといふ點になれば、證券以外では到底證明することができないのである。從て本件の證明は常に證券其のも[illegible]

（ハ）證券の發行が國稅納期限より一年前であれば、證券のみを提出して證明すれば足りるのであるが、若し證券の發行が失れよりも遲くて、抵當權の設定が一年前にあるやうな場合は　證券を提出すると共に、更に抵當權設定の登記簿謄本又は抄本をも併せて提出せねばならないものと思はれる。

以上が大體國稅の優越權に對する關係であるが、國稅の督促手數料、延滯金、滯納處分費は常に國稅よりも優先する地位にある爲め、國稅と抵當權との關係とは又異なつた關係を生ずるしかしこの關係は後の說明にでゝくることゝ思ふから茲では省略する。

證券所持人への通知

以上述べた如く國稅徵收權と抵當權とは頗る密接な關係を有し、從て抵當權者は、其の抵當權が國稅に對し優先する場合と否らざる場合とを問はず、國稅徵收權に關係を持つに至つた事實を知ることは、最も緊要なことであるに相違ないのである。此の爲めに是れ迄に於ても、施行規則第十二條で抵當權ある財產を差押へた場合、其の差押のよつて起つたところの督促手數料、延滯金、滯納處分費、滯納稅金等を舉げて債權者卽ち抵當權者に通知することになつてゐるのである。從て抵當證券を發行されてゐる物件が差押財產中にあつた場合も徵收官廳は、抵當權設定者に、或は債務者に、或は登記簿上の抵當權者に、或は抵當證券讓渡人に付て其の所持人を知ることに努め、之れが通知の方法を講ずることゝなるのではあるが、何と云ふても此抵當證券は手形の如く裏書によつて自由に轉々するのであるから、相當手を盡して探し求めても、證券所持人を知ることができないことが多からうと思ふ、そこで政府では國稅徵收法施行規則第十二條に 左の二項を加へられたのである

前項（債權者――抵當權者――に通知する條項）の場合に於て抵當證券を發行したる抵當權に付其の證券所持人分明ならざるときは債務者又は證券の讓渡人等に付調査し尙分明ならざるときは前項に依り通知すべき事項を公告すべし

前二項の場合に於て國稅に對し先取權を有する債權者其の權利を行使せんとするときは證憑書類を添へ其の事實を證明すべし

卽ち證券所持人が分明しない場合は、前項お話した通知事項を公告することに定められてある。そして其の公告書式は施行細則に依つて左の如く定められてゐる。

公告書式

抵當證券の目的たる抵當權設定財產差押公告

何府縣何郡市何町村大字何何番地
滯納者　何　某

一、抵當證券の番號
二、抵當權の目的たる差押財產の表示
三、抵當權設定者の住所氏名
四、抵當權の順位及登記の年月日
五、債務者の住所氏名
六、登記簿に表示したる抵當權者の住所氏名
七、登記所の表示
八、證券作成の年月日

右何年度何稅何期分滯納金何程、督促手數料延滯金及滯納處分費何程、微收の爲め何年何月何日前記財產差押へたるに付國稅微收法施行規則第十二條第三項に依り權利を行使せんとする者は速に當署に申出づべし

右公告す

何年何月何日
何稅務署

公告手續に付ては別に規程されてゐないやうだが、一般の公告手續――稅務署の揭示場へ揭示する等――に據られることは勿論であつて、其の外に此事項を官報に登載して、より有效な方法を採られることゝ信じてゐる。

第三項の、抵當權者の證憑書類提出のことは便宜次項でお話する。

抵當證券と微收上の關係

次に抵當證券を發行してゐるところの不動產が、微收官廳にいかに處分せられるかに付て、お話を進めようと思ふ。

國稅滯納者の財產は、其の財產に抵當權の設定などがあると否とに拘はらず、微收權の作用として之れを差押へ、賣却し得ることは論を俟たないことで、唯前お話した如く其の財產に、質權、抵當權の設定があつて、それが國稅の納期限より一年前にあることを證明されたら、例外として國稅金が優先しないと云ふに止まつてゐるのである。で、差押財產中に抵當權設定のものがあり、それに對しては既に抵當證券が發行されてをり、而も證券所持人が分明してゐ

© Kyozomekai

© Kyozomekai

る場合は、是れ迄の扱ひの如く法第二十八條によつて處分されるのである、卽ち同條第二項の賣却したる物件質權、抵當權の目的たるときは其の代金より先づ督促手數料、延滯金、滯納處分費及稅金を控除し次に其の債務額に充つるまでを債權者に交付し尙殘餘あるときは之を滯納者に交付す但し第三條に揭げたる質權、抵當權の目的たる物件に關しては其の代金より先づ督促手數料、延滯金、滯納處分費を徵し次に其の債務額に充つるまでを債權者に交付し次に稅金を控除し尙殘餘あるときは之を滯納者に交付す。

が夫れで、前段は證券の場合、其の抵當權の設定が國稅納期限前一年に滿たぬもの卽ち國稅に對し優先權なき場合の規程であり、但し書は一年以上のもの卽ち國稅に對し優先權ある場合の規程である。此條項でお判りの如く、優先權ある場合と雖も其の優先權は國稅金に先だつものであつて、前にちよつとお話して置いた督促手數料、延滯金、滯納處分費には先だたないのである。これらのものは國稅金よりも優先し、絕對優越のものであると斷じて差支ないのである（國稅徵收法第四條ノ二第二項參照）

抵當權者が此利益を收めようとするには前項で話しかけた證憑書類の提出が必要であるので優先權ある場合は法第三條の證明を要すること旣に詳細お話した通りであるが、國稅に對する優先權なき前段の場合も、公正證書を揭出して證明する必要こそなけれ、剩餘金の交付を受くる場合は前お話した理由で抵當證券を呈示して剩餘金の交付を申出づべきものと思はれる。

證券所持人が分明してゐる場合は右の通りとして其の分明でない場合いかに扱はるゝか、之れに付ては旣に國稅徵收法が改正されて此場合の扱ひ方を定められた。卽ち法第二十八條の追加規程がそれで、

賣却したる物件抵當證券を發行したる抵當權の目的物にして第三條の證明を爲すべき抵當證券所持人分明ならざる場合に於て其の代金より督促手數料、延滯金及滯納處分費を徵したる殘額が債權者に交付すべき債權額及徵收すべき稅金に充たざるときは其の抵當證券所[illegible]に於て債權の辨濟期限後四月を過ぐるも尙其の證明を爲さゞるときは其の保管したる金額を稅金に充て尙殘餘あるときは之を抵當證券所持人に交付す物件の賣却後二年間に其の證明を爲さゞるとき亦同じ

要するに證券の性質に鑑み、抵當權者たる證券所持人を保護する趣旨に出でたもので、所持人分明ならざるときは、先づ旣にお話した公告に依る通知の方法をとり、猶分明ならざる時、差押物件たる優先權付の不動產を賣却すれば、證券所持人に交付すべき金額は政府で保管すると云ふのである。しかし其の保管は際限なく保管されるのではなく辨濟期から四月、賣却から二年經過すれば國稅金を先取することになつてゐる。この四月若くは二年と定められたのは

一、證券所持人は、その債權について辨濟期が到來したときは、一箇月內に債務者に對し、證券を呈示して支拂を請求しなければならないことになつてをり、そして支拂がなければ辨濟期から三箇月內に必ず競賣の申立をしなければならないことになつてゐる關係から、徵收官廳で此の三箇月よりも長いところの四箇月間も交付金を保管してをれば、普通の場合、債權者が之れを知らずに過ごすなどのことがあり得ない、といふ理由からであらうと思ふ。

二、其の二年と定められたのも略同じいやうな理由で、卽ち證券所持人は其の債權に對し、債務者が利息又は元本の割賦金の支拂を延滯することゝ二年に達したときは、特約なき限り元本の辨濟期が到達したものとして、辨濟を迫つたり抵當權の實行もなし得るのであるから、債務者が二年間も利息を拂はぬやうなこともなからうし、利息支拂のことがあれば自然徵收官廳と關係を生じてゐることも判らふといふ道理で、このやうに定められたものと思はれる。

以上の差押物件中に、納期限一年前の抵當權ある不動產に對し、證券所持人が分明でなく、そして其の賣却代金から債權者へ交付すべき金額と稅金額とを徵するに足らない場合の扱ひ方で、其の事は大體お判りのことゝ思ふが、若し[illegible]ある場合又は抵當權あるも國稅納期限から見て一年に滿たないもので國稅金を徵して猶剩餘ある場合に於て、證券所持人が分明してゐなかつたら、證券所持人へ交付される金額は保管もしてもらへないかの疑が起ると思ふ。しかし筆者は此場合特に法律規則の改正はなかつたが、これ迄の扱ひ卽ち法第十三條の「此の法律に依り債權者又は滯納者に交付すべき金錢は之供託することを得」の規定によつて、其の證券所持人に交付すべき金錢は、供託されるものであらふと思はれる。

以上の外、施行細則の改正によつて、證券所持人に債權額を交付する場合に於ける取扱方——第十七條の二——などが定められたが、之れはほんの取扱手續に過ぎないもので、却て煩々しくなるので割愛することゝした。

早々の際執筆したので、筆伸はず、晦澁な箇所も定めて多からうと思ふ。乞諒。

◆當事務所員にして染加工賃不拂をなすもの之れある場合は被害高及氏名を記し御申越し下されたく公告す

京都市河原町通二條上ル
柿澁製造
卸問屋
澁新老舗
電話上二〇二一番
振替大阪一五五一〇番
製造場　府下鷲峰山麓

京都染物同業組合月報

第二百七十四號
發行兼編輯人　新野貫悳
印刷人　森本理一郎
京都市釜座通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

公示

◆公示第十二號

左記ノ者雇傭契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和六年九月二十五日
京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙染部員　吉井千代松徒弟　大塚三郎
小紋染部員　谷川喜三郎〃　寺元勳

正誤　八月號に吉井千代松徒弟佐藤ふみと有りしは佐藤好美に付訂正す

◆公示第十三號

任期滿了ノ處選擧就任シタル正副部長左ノ通リニ付此旨公示ス

昭和六年九月
京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

模樣染部長　田畑房次郎
同　副部長　上野治三郎

雜錄

◎紋上繪徒弟競技會　去る十五日午前十一時同部徒弟競技會褒賞授與式を擧行せり當日は知事代理北里商工課長市長代理吉村勸業課長を始めとし各組合部の役員列席佐々木部長開會の挨拶審査長の報告を終へ授賞後知事市長の告辭受賞者代表の答辭副組長龜井氏の挨拶を以て閉會したり

告辭

茲ニ紋上繪部第三十六回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラルヽ之レ染物業ノ進展ヲ圖ル上ニ於テ洵ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリト信ス元來紋上繪ノ業タル染物ノ附屬工程中必要ナル一部分ニシテ其ノ技工ノ如何ハ直ニ京染製品ノ聲價ニ多大ノ關係ヲ及ホスモノナルハ勿論ナリトス於是カ組合幹部ハ技術硏鑽ノ道ヲ講スルタメ每年競技會ヲ開キ徒弟教養ノ本分ヲ盡サルルハ京染ノ進步發達ノ一方法トシテ喜フヘキ現象トス本日ノ受賞者諸君ハ此主旨ニ副ヒ不斷ノ硏究ト努力トヲ怠ラス出品セラレタル效果ハ今日此榮譽ヲ得ラレタルモノナルヘシ宜シク諸氏ハ今後一層ノ勉勵ヲナシ京染將來ノ爲ニ努力セラレンコトヲ切望シテ止マサル所ナリ今ヤ式ニ臨ミ一言以テ告辭トス

昭和六年九月十五日
京都府知事　佐上信一

告辭

京染カ今日ノ如キ隆昌ヲ致シ其ノ名聲カ國ノ內外ニ嘖々タルコトハ主トシテ古カラ分業的ニ精細ナル專門的硏究ノ行ハレタ結果ニ外ナラヌト信シマス

抑紋上繪業ハ染物ノ主要工程ノ一分業デアリマシテ其ノ技術ノ巧拙ハ直ニ京染ノ聲價ニ多大ノ影響ヲ及ホスノデアリマスカラ之カ進步ハ卽チ吾京染ヲシテ益隆盛ナラシムルモノデアリマス

本組合カ每年各部ノ競技會ヲ開イテ技能ノ進步發達ヲ圖ラレル事ハ洵ニ適切ナル企テアリ且又之カ受賞ノ選ニ當ッタ諸君ノ硏鑽ノ功モ亦吾人ノ推稱措タ能ハサル所デアリマス

諸君ハ本日ノ成績ニ滿足スルコトナク更ニ硏究ノ餘地アルヲ想ヒ斯業發展ノ爲ニ一層奮闘アランコトヲ希望シテ止マヌ次第デアリマス一言ヲ述ヘテ告辭ト致シマス

昭和六年九月十五日
京都市長　土岐嘉平

告辭

人ハ其ノ精力ヲ一事ニ集注スレハ必ス成功シ良好ナル成果ヲ獲ルモノデアリマスカ之ニ反シ如何ニ聰明ナ人デモ力ヲ多岐ニ分散スレハ不成功ニ終リ十分ノ成積ヲ擧クルコトハ難イノデアリマス

京染ノ工程ハ古來分業法ニ依リ各部門ニ就キ專門ノ技術ヲ習熟シ優秀ナル成積ヲ擧ケラレツヽアルコトハ頗ル合理的ト謂フヘキデアツテ我カ京染カ夙ニ服飾界ニ優越ノ地位ヲ占メテ居ルコトノ偶然デナイノヲ感スルノデアリマス今回開催ノ第三十六回紋上繪部競技會ニ於テモ多數ノ受賞者ヲ見ルヲ得マシタノハ斯業ノ爲メ洵ニ慶幸トスル所デアリマス冀ク將來一層辛苦ハ卓絕ノ技ニ進ムヘキ一道程ナルコトヲ知リ絕妙ノ術ハ精勵ノ人ノ獲ヘキ恩賞ナルコトヲ覺リ益々技能ヲ硏磨シ我カ京染界ノ隆昌ニ努力セラレンコトヲ至囑スル次第デアリマス一言コレヲ以テ告辭ト致シマス

昭和六年九月十五日
京都商工會議所會頭　大澤德太郎

審査報告

紋上繪部第三十六回徒弟競技會ニ對スル出品總數二百九十三點之ヲ徒弟ノ修業年限ニ應シテ甲乙丙ノ三級ニ分チ更ニ運筆輪廓技術ノ巧拙ニ就キ精密審査ヲ遂ケタリ今其中成績優秀ト認ムルモノヲ擧ケ擬賞スルコト左ノ如シ

一等賞　五名
二等賞　十三名
三等賞　三十五名
褒狀　八十四名

以上授賞アランコトヲ申請ス

昭和六年九月十五日
審査總長　三浦隆治

答辭

當組合ハ本業ノ發達ヲ圖ル爲メ屢々競技會ヲ催シテ徒弟ノ技術ヲ獎勵セラレ吾紋上繪部ニ於テモ旣ニ三十六回ノ開會ヲ重ネ本日之レカ褒賞授與ノ式ヲ擧ケラル全從業員ノ幸福之レニ過クルモノナシ特ニ吾等受賞ノ光榮ニ浴シテ末席ヲ汚スコトヲ得タルハ誠ニ喜ヒニ堪ヘサル所トス之ニ加フルニ貴賓各位ノ御臨場ヲ辱フセシノミナラス懇篤ナル告辭ヲ賜リ吾等ノ前途ヲ戒メラレタルハ光榮更ニ大ナルト共ニ益々責任ノ重キヲ感ス今後專心事ニ當リ本業ニ貢獻シテ以テ本會ノ趣旨ニ背カサランコトヲ誓フト謹ミテ答辭トス

昭和六年九月十五日
受賞者總代　中島寅藏

昭和六年度紋上繪部第三十六回徒弟競技會受賞者名簿

一等賞　五名
中島寅藏　狩野丈夫　野原富久
石元眞次　伊藤博

二等賞　十三名
井上常夫　小笹二郎　浦田修二
清水直一　和賀正太郎　西田大助
中井司　中村寅一　伊藤政治
石原幹三郎　岡松太次　鹿島義雄
伊藤正

三等賞　三十五名
澤田佐一　前田勝之助　米村伊三郎
俣野龜吉　中島平四郎　佐々木太一郎
山上敏治　井上義吉　木村卯一郎
小林信二郎　高橋幸平　笠浪幹久
犬丸正吉　樋井純之助　樋口三千藏
國枝弘　谷口清一　前田榮造
犬丸勇　山田安造　別所弘祐
別所定和　杉本彌一郎　墨住一郎
小川信吉　後藤正雄　北川孝光
光川博雄　末光忠光　飯沼實
辻井貞次郎　杉中春吉　河本寅雄
深田三郎　森川民男

褒狀　八十四名
安井和三郎　山本泰　村田彌三郎
大塲健治　麻野良一　林義雄
堀木幸雄　大石慶三　三輪輝治
水木榮三郎　一瀨金吾　井垣清
大隅實　大島弘喜　鵜飼彌太郎
內藤清三郎　小寺理一　別所善一
岩瀨富行　眞野博臣　清水逸夫
山田榮三郎　西久保安吉　佐々木忠
山本[illegible]吾　井上高雄　大森基治
一瀨貞藏　近藤茂三　中村忠三郎

荒川 幸一　高田 利一　瀬川 義雄
不塚 良造　小竹吉三郎　畠山弘次郎
村上 弘　三好 巽二　坂 七五三
大澤 義雄　三好 萬吉　上田 弓二
清水 三郎　綾田吉三郎　原田末四郎
澤田 富夫　和田 壽男　生島德次郎
鶴内 豊　髙橋 勝蔵　石橋 重一
道廣 逸郎　山田 勇吉　武部 豊治
山口 勝次　吉田 春雄　長谷川春次
横田 忠藏　杉原 稔　奥野 力
森 彌一郎　髙田 幸作　多田 勇
大塚 浪雄　永谷 寅雄　坂卷 半七
井上 重治　浦 正資　荻野 正雄
小川 直一　近藤 春人　森 作治
北山勇太郎　宮崎 正雄　上村 兵一
長井 榮吉　田邊 正吉　森岡 正二
辻井幸太郎　河崎卯三郎　吉田 清市
山本 巖　藤井 馨　太田 三郎
岡本 弘　岸本 龜夫　樋口 幸治
等外 三名

以上

◎練物部總會

練物部に於ては九月五日午後五時より組合事務所に於て部總會を開催したる事項に就き審議をなせり

一、從來よりの得意先にあらざる商店より新注文あるときは前出入者の氏名を調査し取引方法を申合せ同一歩調を採る事

杉本部長說明して曰く本件は新たに設けんとする問題にあらず旣に本部規約に制定せられあるものにて同業者間の營業を保護する上に於ても又御互の德義上よりしても之れは尤も必要な事である今日いづれの人々も共存共榮と云ふことを口にする現代に於ては之を解決するには是非此規約を實行せねばならんことゝ信ず去りながら人は日を經るに隨ひ其當時は結構なものであると思ひて決議せられたるものも終には忘れる如き事は間々あるものにして今日の如き不況時に際しては他を省みる遑なく徒らに自分一個の自衛策を講ずるにいそがはしき時代は自然規約も申合せたる事も忘却するは人間の弱點で致方なしとは云へ其れでは共存共榮の道に遠ざかり共倒れの悲運に近づくものであると信じ本問題を引起し成るべく之を活用せんと欲する次第である、左りながら今急激に實行せんとするも夫れは無理でもあり規約を勵行するとせば亦附屬せる諸種の問題も活かさねばならぬとすると限りなき紛糾を招く恐れあれば徐々に其目的に近づかんと欲するものである新規注文主のある場合は各自取引先の住所氏名を記載せる台帳の備附あれば問合せあれば分明す

右に對し規約の存在する以上は實行するを當然とす故に今後は規約の手續を採るべく決議せられたり

二、賃金競爭の弊を矯正し特別に申合規約を制定する必要なきか

杉本部長說明、現今の如き業界であつて見れば吾業者の進退は誠に困難な時であつて注文主に對しては弱き立場にあるもので殆んど其横暴も甘受せねばならぬ如き有樣であるのは部員一体と思はるが之れがため賃金は次第に低減せられ一定の標準値段は破壞せられて今や據所なき混亂狀態に陷りつゝあるものと思はる去りながら互に營業する以上は不滿ながら附合ふて行かねばならんとは甚だ遺憾の點はあるが仕方がない之に於て部員諸氏は互に反省して自重せられんことを願ひたい總ての原料は著しく下落したものはない職工賃も引下げる譯には行かぬ然るに精練加工賃は普通値段の半額にも足らない中には夫より甚だしいものもあろうと信ずる之で收支の償ふ筈がないのであるに拘らず尙ほ此上競爭を試みんとするものあらば夫は相出入者の敵ばかりでなく部員全体の敵であるが斯る人とても穴勝自ら進んで不利を望むものでない多くは注文主の横暴なる掛引に陷る結果と思ふが何分にも各人は自己の技倆を信じ自重心を强くし注文主の掛引に疑心暗鬼を生ずる如きは同業共倒れの基を造るものと考へらる、然らざれば時況の轉開する時至るも現在半額或は三分の一に甘んじた賃金を元通りに復するは絕對に不可能と思ふから此上の競爭に陷らぬ樣注意する必要から本件を問題として御意見を伺ふ次第である

右に對し目下の有樣にては此上工賃を競爭する餘地はないと思ふから今更規約を造る必要は認めぬし第一問題を實行すれば自然解決せらるゝものであるから互に德義上他の妨害とならぬ樣の意味にて全部員に通告し置くといふ程度に止めんといふ意見多きに依り之に決す

三、現在取引せる部員の練工賃の實際を調査し參考資料に供せんとす

杉本部長――之は混亂狀態にある本部の工賃は實際何程が最高で何程が最低であるかは誰人も御承知がないと思はれる之は昨年本部の整理せられた當時一度各報告を受けて調査の上大体の方針を立て相出入は任意に協定値段を作り得意先に交渉せられた筈のものであるが旣に今日の狀態では實際何程までに下落し居るかと云ふ事は誰人も知らんと欲する處であらうと信ずるから他日協定標準を作る上に於ても便宜であるを以て少しも遠慮なき正味値段を記し無記名にて提出せられんことを望むものなり

右に對しては異議なく全部員に通知することに決せり

◎友仙部

に於ては今後職工を雇入る場合は部員一般の規定として誓約証を徵することゝし勞資間の爭ひの如きは成るべく双方間に於て解決せしむる方針に依り左の書式に隨ひ雇傭手續を採ることゝしたり。

誓約書

一、染價ハ時況ノ繁閑ニ依リ異動ヲ生ズルモノナルヲ以テ其場合ハ工場主ト從業員協議ノ上相當手間賃ノ協定ヲナス事ニ異議ナキ事

二、請負仕事ノ分配ハ尤モ公平ヲ要スト雖モ特別注文ニ對シテハ工場主ハ從業員ノ技術ノ優劣ニ斟酌セラレ他ニ命ゼラルヽモ不服申サザル事

三、請負仕事ニシテ難物ヲ生ジタルトキハ工場主從業員立會檢査ノ上其程度ニ應ジ難引スルコトヲ承認ス

四、工場主ニシテ注文主ヨリ手待ニ關スル支給金ヲ受ケザルモノニ對シ從業員ハ手待日當ヲ要求スル權利ナキモノト認ム

五、工場主ニ於テ從業員ヲ解雇スル場合ハ豫告ノ有無ニ拘ラズ解雇手當金ニ相當ノ考慮ヲ拂ハレタシ但シ從業員ノ不都合ニ依ルモノハ此限リニアラズ

六、工場内ノ職工ニ對シ秩序ヲ紊スベキ實行ヲナシ或ハ恣マヽノ行動アルトキハ解雇セラルヽモ異議ナシ

七、自己ノ一身上ニ關シ解雇問題ノ生ジタルトキハ第三者ノ介在ヲ認メズ工場主又ハ工場主ノ代理人ト直接示談確定スルモノトス

八、就業中疾病其他不幸ノ生ジタル場合ハ工場主ニ於テ相當ノ保護ヲ考慮セラレタキコト

九、僞名變名ヲ以テ就職シ後日發覺シタル場合解雇セラルヽモ異議ヲ申サヾルコト

十、其他工場ノ規則ヲ遵守スルハ勿論特別ノ習慣アルモノニ對シテハ服從職務ニ從事スルモノトス

右誓約證差入候也

昭和　年　月　日

住所
職工　氏名

© Kyozomekai

◎小紋染部の新事業

當組合に屬する小紋染部は數年來屢々展覽會を開催し廣く世間に宣傳し來りたるが、斯くては直接加工に携はれる人の奬勵上遺憾の點あるのみならず、其製品たるや多くは圖案の新柄のみに重きを置き配色及技巧の點に考慮を拂ふもの勘きを見受けられたり、之は單に時の流行に副ふを目的とせる爲めなれば技巧に於て遺憾の點も少なからざれば之に留意し、此度部員の子弟及徒弟の意志に任せ其製品を以て競技的に陳列會を開く事に役員會に於て決議せり、尙は近く同部に青年會を組織して其會の繼續事業に移すはずなるが今回は初めての試みであり又青年會の組織も準備中にあれば此一回は部の事業として催はすは基礎を作るためにして將來は青年會獨立の事業となす筈なるが差當り左の方法に依り募集し其結果に於て具体的の案を作成する趣なり、第一回は大凡左の豫定にて開催するものなりと

一、開催　十一月上旬の豫定
一、申込　九月中
一、經費　不要
一、製品　丈は二尺―三寸迄とし自辨のこと（但し枚數、新舊柄、生地は隨意）
一、目的　配色及技工
一、出品　部員の子弟又は職工徒弟に限る

◎[illegible]

市立染織試驗場技手森弘氏同業横濱方面の染業觀察に赴かれたるが左の報告を寄せられたり。

一、觀察の目的

近來絹布染色が我京都以外の地に於ても漸次盛んに行はれるやうになり從來の如く總ての製品を京都で染色し所謂京染の誇りとしての樂觀を許さないやうになつて來る傾向がある。

今回の出張は我國文化の中心で消費量の最大である東京に於ける絹布染色業の狀態各百貨店仕入部の我京都染色品に對する意向及横濱市に於て行はれる富士絹の建染々料に關する染色狀況及兩毛地方に絹織物染色狀況の觀察を目的とせり。

二、横濱市に於ける輸出絹織物染色狀況

イ建染々料に依る富士絹の染色

横濱市に於て最も調査の主なるものは富士絹の建染々料に依る無地染である。これは横濱市出口染工場で行はれるもので我國に於ては最も早く試驗に着手し現在では當工場以外では實際的に染色して市場に出して居る工場はない。

當工場では現在の製品を得るまでには大なる犧牲を拂ひ完成を見たもので世界に於ても獨逸のクレフネル工場米國のアプレー工場以外には工業的に染色して居るところがない、當工場は絕体に他人に工場の參觀を許さないが絹業試驗場の或る技師に就いて染色法を調査せるに建染々料に依る富士絹の染色には大体次の注意を要する。

㈠、染料の選擇

絹布を建染々料で染色するに當つて最も肝要なことは染料の選擇でもつてしかもその選擇は小試驗的の方法に依るものは實際的のものと大なる相違を有し試驗的に良好な成績のものでも工業的には非常に異つた結果を示すことがある卽ち次の條件を具備する染料を適當とするものである。

一、酸化の緩なる染料
二、浸透性の大なる染料
三、吸收の良好なる染料
四、配合の適當なる染料
五、堅牢度の優良なる染料

㈡、染色方法

以上の條件を具備した染料を選擇した後染色を行ふものであるが染色に際しては特殊の助劑は使用することはないが染色裝置としては一般に機械は用ふることなく吊染法を採用する、特に淡色に限り「パッテイジマーシン」を用ふるものであるけれども濃色はこれで染色することは出來ない。ジッガー、アンダージッガー等は用ふることがない要するに染料を適當に選擇して手工的に吊染法に依つて染色するのである。

ロ、一般染色物

横濱市に於て輸出絹織物染色工場として指定されて居る工場は二八工場あるがその中最も主なるものとしては次の樣なものがある。

伊豆庄染工場
出口染工場
横濱染工場
秋山染工場
秋葉染工場

昭和五年の製產高は次の樣である

富士絹	八〇、〇〇〇疋
平羽二重	六四、〇〇〇疋
クレープ	五〇、〇〇〇疋
スパンクレープ	二八、〇〇〇疋
ジョーゼット	一三、〇〇〇疋
其他あるが	
合計としては	二八二、九三〇疋

三、東京市に於ける絹織物染色狀況

我國文化の中心にして最大の消費都市である東京市に於ては從來絹布の染色物は總て京都に於て加工したるものを販賣したものであるが近來東京市内で染色し百貨店から販賣する傾向があると聞きその狀況に就いて觀察した。

東京市内では高田の馬場に鈴木、野口氏等の工場があつて誂物を染色する。こゝでは百貨店からの急ぎの注文に對して京都まで送つて染色する猶豫のないときに加工するのに便利である現在のところでは其利用も將に大であるとはいはれないがこの傾向は增加するものと認められる。

四、百貨店仕入部の京都染色品に對する意見

三越松坂屋の各百貨店の仕入部主任及製品試驗室の意見を聞くに[illegible]染色品は、その染色堅牢度に於て甚だ不良で近代の進步と共に一般に戸外に於て生活する場合多く從つて日光、雨等に對して堅牢なものを要求することが多くなる傾向が益々增加して來たがこれに對して從來の製品では甚だ遺憾の點があり改良を要するものである。

而して現在の狀態では色相の極めて鮮麗なものを要求するため從つて染料の選擇に無理を生じ不堅牢と知りながらこれを使用するものである。又染加工費の低廉なのを望むため高級染料を使用し得ない場合がある。このやうな現狀にあるが製品の優秀なことを何等かの方法で確實に知らしめることが出來たならば必ず一般に歡迎せられるものと認められる。又文庫用の染色布の染色も大いに改良を要しナフトール染料に依る染色を要望せられて居る。

各百貨店の試驗室では大体省定の堅牢度試驗法で製品の試驗を行つて居る。

五、兩毛地方に於ける絹織物染色狀況

昨年はセーミ加工、マンガン絣等に非常に活況を呈したが本年は是等の加工は全く減少し不況の狀態である。

桐生では機織業者で染色を兼ねるものがあり例へば前年流行を見た絹、人絹交織コート地等も當地で染色整理を行つたのである。

桐生に於ては輸出人絹織物は糸の時に染色し後染は少い、尙經糊は總糊法を採り福井地方の如き壺糊法は用ひない。

◎人絹織物の染色檢査

人絹織物の輸出統制檢査は商工省令に依り九月十五日公示され、三ケ月間の猶豫期間後からは人絹織物にも重要輸出品取締規則が適用せられることゝなつた。項目に依れば製品に對する染色の堅牢試驗も同時になすことになつてゐるが、而し此の點については從來の人絹輸出製品に對する非難が主として之に向けられてゐる程人絹織物の染色は不完全を免れない關係上、染色檢査を重視する當局としても餘り嚴重な檢査法を實施することになれば殆んど合格品はあるまいといふ狀態にあるので此の點を考慮し目下最も愼重に研究をなしつゝあつて施行規則を發表するに至らない[illegible]處によれば當局は現在の輸出絹織物の染色檢査規定を標準として㈠耐石鹼水㈡醋酸㈢熱湯に對する程度の試驗をなすものと見られてゐる。なほ人造絹織物に對する重要輸出品取締規則改正は左の如くである。

第一條第十二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十三　人造絹織物（人造絹絲以外ノ絲類ヲ總經緯絲數ノ三分ノ二以下交織シタルモノニシテ輸出絹織物取締法ノ適用ヲ受ケザルモノヲ含ム）但シ幅十八吋未滿ノモノ又ハ長十碼未滿ノモノヲ除ク

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

人造絹織物ハ本令施行ノ日ヨリ三月間第二條第一項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得

本令施行前ニ製織シタル人造絹織物ニシテ本令施行ノ日ヨリ四月内ニ商工大臣ノ定ムル證明ヲ受ケタルモノハ前項ノ期間經過後三月間仍第二條第　項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出スルコトヲ得

◎晒絵模樣手拭

愛媛縣工業試驗場染色部に於ては此頃横糸にナフトール染料を應用したる後晒絵模樣タオルの研究を完成し、一般當業者に指導に當り當業者に於ても從來の縞模樣應用と異なり意匠に妙味なる所より從來の縞物は其跡を絕ゆる狀況にあり又一般の顧客より歡迎を受けつゝある有樣なるを以てタオル模樣に一大變化を生ずる事となるべく從來の經糸に染色したるものと異なり横糸に染色を施して後晒を行ひたるものなる故染色堅牢と色合の鮮明なる點に於ては從前の比にあらず殊に着尺物又最近海水浴場で流行のケープ等には最適品である目下續々當業は工業試驗場の指導を受くる者多き狀況にあるを以て近く新意匠を施したる製品市場に現はるゝも近きにあるべし。

© Kyozomekai

試驗場記事

◎兩面異色捺染及片面印花に依る兩面捺染に就いて

（二）

森　弘

二、片面印花に依る兩面捺染

布帛の片面より捺染糊を印花して裏面にも染料を浸透せしめて表面と殆んど同色相、同濃度に染色して表裏の區別のつかない樣に模樣を捺染するものである。

勿論機械捺染に於ては兩面捺染は常に行はれる方法で型紙捺染にあつても表面から模樣を印花して乾燥後裏面から再び捺染して兩面同色相同濃度に染色することも可能である。

しかし表裏兩面から捺染糊を印花することは機械捺染の場合にはあまり困難ではないが型紙捺染の場合には困難であつて模樣の表裏合致を見ることを出來ない場合がある。又裏面から印花して表裏模樣を合致させることは非常に熟練を要するもので纎細なる模樣になれば益々困難である。同時に加工を二度行ふことになるから工費の點に於ても二倍を要する理である。

是等の欠點を除くために布帛の表面にのみ模樣を印花して裏面にまで色素を浸透せしめ表裏同色に而も模樣を極めて鮮明に捺染すべく考案せられたのが片面印花に依る兩面捺染である。

この方法を行ふ原理としては次の三種を擧げることが出來る。

㈠表面に捺染糊を印花後裏面から無色糊を印花しこれに依つて表面の染料を裏面にまで浸透せしめる方法

㈡捺染に先つて生地に浸透劑を吸收せしめて乾燥し後色料を含む捺染糊を印花し蒸熱を施し、豫め布帛に吸收せしめたる浸透劑の作用に依りて染料を裏面にまで浸透せしめる方法

㈢捺染糊中に染料と共に適當なる浸透劑を混和し捺染後蒸熱と同時に染料を裏面にまで浸透せしめる方法

以上三つの原理は各々單獨に應用する場合と組合せて應用する場合とある。これは捺染すべき布帛の厚薄、組織の粗密に依つて考慮を要するもので布帛の薄くして組織の粗なるもの程裏面に浸透し易いのは當然である。從つて非常に薄い織物には普通の捺染糊を使用しても兩面捺

加へても不可能である。

先づ從來行はれて居る方法に就いて說明する最初普通の友仙糊に亞鉛末及酸性亞硫酸ソーダを加へたものか又はデクロリンを加へたものに是等還元劑に對して安全なる染料を加へるか又は加へないで型紙で捺染し乾燥後甲乙二個のロール間に挾み甲のロールには普通所要の色糊を供給し乙のロールにはゴム糊又は穀粉糊に氷醋酸及グリセリンを加へた稀薄な無色糊を供給し表面には色糊を裏面には無色糊を塗布し得るやうに裝置した間に通し後蒸箱中に入れ蒸熱を行ふものである。これに依つて表面に塗布した色糊は裏面の無色糊に依つて浸透せられて表裏同色に染色せられるのである。

上記の方法は前記㈠の原理を應用したものである。次に㈡の原理を應用するものとしては初め生地に浸透性の藥劑を吸收せしめるものであるがその藥品としては次の樣なものがある

プリ、アシト　アピロール
プレスクピット　オイル　G
ネカール　B　X
モノポール　オイル

以上の藥品の三―五％溶液で生地を所理し絞つて乾燥後捺染を施すのである。

㈢の原理を應用する方法としては前記㈡の場合に使用する浸透劑を色糊中に加へて行ふ場合もある。これは時に依つて好結果を示すものであるが布帛が厚いときには充分なる結果を望むことが出來ない。勿論非常に厚地の布帛に對しては兩面捺染は望まれないが、この場合の浸透劑としてはレゾルレシンを適當と認める、レゾルレシンを五％內外混用することに依つて可成りのものに兩面捺染を成功したこれは又着色拔染のとき卽ちロンガリットを含む鹽基性染料の糊中に混じて拔色可能の地染の上に捺染して兩面着色拔染を得るのである。

以上の方法は單獨に應用することも出來るが併用して時に應じて施行することに依つて好結

脚氣にベーガ

◉かつけはベーガに依て完全に救はる
◉ベーガはヴイタミンBを一番多く含む
◉ヴイタミンBの不足が恐るべきかつけ病

▲ヴイタミンBが脚氣の特効藥だと言つてもベーガほど効力顯然たるものはない。
▲ベーガの偉大なる効果は之を患者に用ひた醫家の口を極めて推奬して居るのを見ても明かである。日本醫學界の權威脚氣の研究を以て有名な[illegible]博士、照内博士、三浦博士の先生方も口を極めて推奬せらるゝを見ても知るべしである。
▲ベーガはあらゆる食品中最も多量のヴイタミンBを含有する[illegible]良な米胚芽そのものであるからである。
▲從來玄米より米胚芽（ベーガ）のみを分離採取する事は出來なかつたのであるが當研究所が特種なる方法にて絶對無砂で玄米より胚芽（ベーガ）のみを分離採取する事に成功したので廣く一般の脚氣患者に實費分讓して健康常態を保たれんことを希ふのであります。
▲ベーガは極めて美味香ばしきもので多くのヴイタミンB劑の如く服みにくい缺點がない、又完全なる消毒が施してありますから安心して服用が出來ます其價格も社會奉仕的でありますから一ケ月分實費金六拾錢御注文はハガキで左記へ市內配達無料

京都市中京區三條通西大路西入西町目
製造發賣元　村上米芽研究所

京都市河原町通二條上ル
柿澁製造
卸問屋
澁新老舖
電話上二〇二一番
振替大阪一五五一〇番
製造場　府下鷲峰山麓

京都染物同業組合月報

第二百七十五號
發行兼編輯人　新野貴惠
印刷人　森本理一郎
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

公示

◆公示第十四號

左記ノ者雇傭契約ヲ[illegible]ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和六年十月廿五日
京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙染部員杉山　藤市〃　林　政春
〃　〃　山中　貞一
〃河田猶太郎〃　立田　作衛
〃　〃　向山　米春
浸落調整部員東原村三郎　牛山　武雄
友仙染部員三谷　定實〃　西　末廣
〃　〃　尾崎　秀次郎
〃　〃　藤本　政次
〃　〃　吉田　嘉造
〃橋詰　晋吉〃　山口　亮三
〃杉山　藤市〃　伊藤　賢
形彫部々員小野幸治郎〃　木村　喜一
〃　〃　青山　正一
〃　〃　西田　清一

◆公示第十五號

本組合代議員補缺選擧ノ結果左ノ通リ當選ニ付此旨公示ス

昭和六年十月廿五日
京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

毛斯綸染部　村井乙次郎

◆公示第十六號

組合組長以下評議員任期滿了ニ付十月十九日組合代議員會ヲ開キ改選擧ヲ行ヒタルニ左ノ通リ當選セリ此旨公示ス

昭和六年十月廿五日
京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

組長　八木伊三郎
副組長　清水藤三郎
同　松岡健太郎
出納役　福井緊太郎
評議員（十五名）
小島　彌七　菅野松次郎
永井政次郎　河合惣次郎
田畑房次郎　森田菊之助
井深英之助　松本德次郎
芝　竹次郎　池田伊三郎
吉本平次郎　井上兵太郎
兒玉　勘六　原　民三郎
長澤英太郎

代議員會議長
議長　横江善次郎
副議長　眞鍋　政正

雜錄

◎現在代議員　改選當時報告せしも其後一二異動ありしを以て更に掲載する

友仙部　八木伊三郎　同　松岡健太郎
同　岡所伊太郎　同　長澤英太郎
同　山本秀三郎　模樣染部　田畑房次郎
同　上野治三郎　茶染部　上村平三郎
同　原　民三郎　紅染部　鈴木治兵衛
諸色染部　永井政二郎　同　永井新太郎
引染部　八木　喜作　正絹部　伊藤富三郎
小紋部　兒玉　勘六　同　塩田德三郎
同　眞鍋　政正　印レ染部　佐竹源之助
機業部　伊藤　外男　糸撚部　岡本[illegible]三郎
練白部　安村　長造　毛斯綸部　村井乙次郎
繧繝部　藤田　庄吉　模樣染部　吉本平次郎
中形染部　中島　勘助　張物部　横江善次郎
同　川崎爲之助　同　辻　恒三郎
灰汁附部　古川　茂吉　綿布再整部　北島定次郎
御召再整部　山内　信良　紋上繪部　佐々木嘉助
同　井深英之助　湯熨斗部　北村市次郎
同　三輪伊兵衛　同　寺井長次郎
形彫部　兒玉米次郎　同　宮原　彌助
糊置部　芝　竹次郎　同　堀部德三郎
同　辻村爲次郎　糸染部　池田伊三郎
同　杉原彌三郎　色拔部　青木勘次郎
浸落調整部　井上兵太郎　同　八木市次郎
同　小倉定太郎　藍染部　下村市太郎

◎臨時組合代議員會　去る十九日午後三時より役員選擧のため代議員會を開催せり代議員は曩きに總改選擧を行ひたるも未だ正副議長の選擧を行はざりしため今回之れが選擧を行ふに當り永井代議員は最年長者なるを以て假議長となり正副議長各一名の選擧を行ひたるに議長に横江善次郎氏副議長に眞鍋政正氏の當選を見る永井假議長は其結果を報告して議長席を退き横江議長は正副組長出納役評議員の選擧を行はんとす選擧方法は如何なる方法を以てするかを議場に諮りしに正副組長出納役は連記投票に據り評議員は詮考委員を設けて詮考せんとの多數意見を容れ正副組長出納役は連記投票を以てせんことを宣告し投票せしめ開票の結果公示欄の諸氏當選し次ぎに評議員十五名の選擧は詮考委員の詮考に任すことゝし會議の決議に基き五名の詮考委員五名を議長の指名とし原民三郎兒玉勘六永井政次郎山本秀三郎芝竹次郎を擧げ別席し詮考したる結果之れ又公示欄の通り委員長永井政次郎氏の報告に基き議長は詮考せられし人員に對し更に正式に選擧するや否やを諮りしに選擧の煩を避け其儘當選せしものと認むと云ふ多數說に從ひ議長は之を以て評議員十五名は確定せしものと宣言し閉會す

◎定期組合會　は毎年十月中に開催すべき規定なるが役員以下改選せられたる結果[illegible]に對しても意見あるべければ之れが要議の必要上十一月上旬迄延期せらるゝ模樣なり

◎商工聯合會　京染新聞社の發起に係る商工聯合會は去る廿三日午後六時開催せられたる筈なるが商工聯合會と稱するも實際は通信悉皆業者と當組合小紋染部の一部分の人々の集會にして座談的に左の問題に就き意見の交換をなしたるに過ぎざるものゝよしにて其の研究問題は

一地方直接取引を不可とする悉皆業者の意見
一悉皆業者の工場經營に關する工場側の意見

右が重もなる問題で其他種々の研究問題あるべく何分最初の試みであれば其結果の如何は注目に價ひするが當日の出席者小紋着尺部よりは石川長次郎伊藤粂四郎長谷川健一大西繁三郎植田松次郎小野次郎田中庄次郎多田友次郎村田彌三郎山岸好松眞鍋政正兒玉勘六小糸重吉小林鶴三郎の諸氏悉皆屋側は乾菊太郎田中幸太郎中辻富之助内田信吉溝口安次郎金田伊三郎外十餘名のおレキ〳〵の會合なれば定めて將來取引上に一大革新を見るであらうと考へらる以降此種の會合の多からんことを望む

◎練物部總會　去る五日午後四時組合事務所に於て開催し從業員慰安會を組織し單獨に此種の催しあるものは兎も角部員にして小數の使用人にして斯かる恩惠に浴せざるものを網羅し部の事業として毎年春秋二期慰安の途を講ぜんとするもの又人絹織物が輸出せられつゝあるものに對し檢査法を設けられ實行の運びとなる筈に就き自然檢査手數料を徴せらるゝ筈之れは精練業者が負擔するものとなるか注文主の負擔となるかは豫知するに難からざるも之れが對策を講じ置くの必要ある事等の協議をなせり

◎精練法特許　京都府下中郡峰山町織元四十七番地林茂の精練方法は特許第九二四〇九號を以て登錄せられたるもの左の如し

絹精練法

發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ絹糸又ハ絹織物ヲ㈠硅酸曹達又ハ炭酸曹達ノ如キ「アルカリ」性物質ト㈡磷酸曹達又ハ硼酸曹達ノ如キ加水分解ニ依リテ「アルカリ」性

ヲ呈スル物質ト㈢浸透性ヲ有スル「ロート」油ノ如キ硫酸化油又ハ「ステアリン」酸若ハ「パルミチン」酸ノ如キ脂肪酸ト純食鹽ノ如キ「アルカリ」金屬ノ中性鹽トヲ共ニ溶解加温セシメテ成ル精練液中ニ於テ煮沸スルコトヲ特徴トスル絹精練法ニ係リ其ノ目的トスル所ハ優良ナル石鹼練ト同樣ナル風合、手觸リヲ得而カモ石鹼練ノ缺點タル滓ノ浮遊ヲ僅少ナラシメ水洗ヲ容易トナスト共ニ精練加工賃ヲ低減シ得ヘナラシムルニ在リ

發明ノ詳細ナル說明

本發明ハ絹糸又ハ絹織物ヲ普通ノ如ク糊拔又ハ粗練ヲ施シタル後直チニ次ノ如ク本練液中ニテ精練セントスルモノナリ卽先ツ練桶ニ水ヲ加へ之ニ硅酸曹達又ハ炭酸曹達ノ如キ「アルカリ」性物質ト硼酸曹達又ハ煆燒燐酸曹達ノ如キ水中ニ於テ加水分解ヲ受ケ「アルカリ」性ヲ呈スルモノト更ニ浸透作用ヲ有スル「ロート」油ノ如キ硫酸化油又ハ「ステアリン」酸若ハ「パルミチン」酸ノ如キ脂肪酸ト食鹽ノ如キ「アルカリ」金屬ノ中性鹽トヲ配合シ加熱シテ全体ヲ一樣ナル混和溶液トナシタルモノニ生地ヲ繰入レ煮沸シツヽ精練スルモノトス

今實施ノ一例ニ就キ說明センニ練桶ニ生地重量ノ三十倍乃至五十倍ノ水ヲ入レ之ニ生地重量ノ三乃至四%ノ硅酸曹達ヲ加へ加熱シ次ニ四乃至六%ノ「ロート」油ト〇、五%ノ硼酸曹達及〇、五%ノ燐酸曹達ノ混合物ト二乃至三%ノ食鹽トヲ加へ攝氏約九十五度ニ保チ此精練液中ニ豫メ本練所液ニテ粗練セル生地ヲ繰入レ煮沸スルコト約五乃至七時間ニテ引上ケ水洗ス從來石鹼溶液中ニ硅酸曹達、食鹽ノ如キ中性鹽ヲ加へ溶液中ニ於ケル石鹼ノ溶解度ヲ減少セシムルコト及ビ「アルカリ」練リノ場合ニ硫酸化油又ハ「モノポール」油ノ如キモノヲ保護劑トシテ加へ精練液ノ絹中ニ浸入スルヲ促進シ均等ナル精練ヲ早ク得サシムル等ノコトハ公知ナルモ本方法ハ此等ノ場合ト異ナリ特ニ硅酸曹達ノ如キ「アルカリ」性物質ト硼酸曹達又ハ燐酸曹達ノ如キ加水分解ニ依リ「アルカリ」性ヲ呈スル物質ト「ロート」油ノ如キ硫酸化油又ハ「ステアリン」酸若ハ「パルミチン」酸ノ如キ脂肪酸ト食鹽ノ如キ「アルカ[illegible]ル精練液ヲ以テスル點ヲ特徴トスルモノニシテ之カ爲メ從來公知ノ方法トハ異ナル作用及效果ヲ奏シ得ルモノナリ今之ヲ說明センニ本方法ニ於テ硅酸曹達又ハ炭酸曹達ノ如キ「アルカリ」性物質ト硼酸曹達又ハ燐酸曹達ノ如キ加水分解ニ依リテ「アルカリ」性ヲ呈スル物質ト硫酸化油又ハ脂肪酸ト食鹽ノ如キ「アルカリ」金屬ノ中性鹽トヲ同時ニ混溶セル精練液中ニ入レ加温シツヽ、絹ヲ精練スルトキハ硫酸化油又ハ脂肪酸ハ「アルカリ」金屬ノ中性酸ヲ觸媒トシテ絹膠質ト急激ニ結合シ直チニ脂肪酸「セリシン」ヲ化成シ此脂肪酸「セリシン」ハ液中ニ共存スル過剩ノ「アルカリ」性物質及水中ニ於テ絕エズ加水分解ニ依リテ生スル「アルカリ」ノ爲メ徐々ニ作用セラレテ絹纖維ヨリ脫落除去スルモノニシテ之カ爲メ絹ノ本質タル「フキブロイン」ヲ傷メズ均一且良好ニ精練シ能ク精練後絹鳴ヲ附與シ得ル效果アルモノトス加之硫酸化油又ハ脂肪酸ハ浸透作用ヲ有スルト共ニ絹ノ脆化防止作用ヲ呈スルヲ以テ前記ノ如ク脂肪酸「セリシン」ノ生成ニ役立ツト共ニ絹纖維ニ浸透シテ柔軟化セシムルト同時ニ脆化防止ノ效果ヲ奏シ得ルモノナリ而シテ其ノ出來上リ結果ハ少シモ石鹼練ニ劣ラス而カモ石鹼練ノ場合ト異ナリ該石鹼練ノ缺點タル滓ノ浮遊又ハ遊離脂肪ノ浮遊スルコトヲ防止シ得ルカ故ニ水洗作業ヲ甚タ容易ナラシメ糸肉ヲ豊滿ナラシメ石鹼滓ノ附着ニ依ル染斑ノ缺點ヲ防キ作業時間ヲ短縮シ精練加工費ヲ節約シ得ル利益アリ又加水分解ニヨリテ「アルカリ」性ヲ呈スル硼酸曹達又ハ燐酸曹達ノ如キ物質ノ添加ハ前記ノ如ク脂肪酸「セリシン」ノ溶解ヲ助成スルト共ニ絹ノ漂白作用ヲ促カシ精練後純白ナル光澤ヲ呈セシムルニ效果アリ

特許請求ノ範圍

本文ノ目的ニ於テ本書ニ記載セル如ク絹糸又ハ絹織物ヲ㈠硅酸曹達又ハ炭酸曹達ノ如キ「アルカリ」性物質ト㈡硼酸曹達又ハ燐酸曹達ノ如キ水中ニ於テ加水分解ニ依リ「アルカリ」性ヲ呈スル物質ト㈢「ロート」油ノ如キ硫酸化油又ハ「ステアリン」酸若ハ「パルミチン」酸ノ如キ脂肪酸ト純食鹽ノ如キ「アルカリ」金屬ノ中性鹽トヲ共ニ加温溶解セシメテ成ル精練液中ニ於テ煮沸精[illegible]

◎宅地租法

改正法に依る條項中疑義を有するもの少なからざるべしと稅務監督局より左の注意書を發表せられたり。

最も古き歴史を有する地租制度が根本的に改正され、其の改正新地租法に依る本年初めての納期が、いよ／＼この十一月に開始されることゝなつた。この納期のものは普通なれば既に過ぐる七月に納稅さるべき宅地租第一期分であつて、本年に限り施行準備のために繰下がつてゐるのである。宅地を所有されてゐる方々の内、租稅法規の改正などに深く研究される餘暇を持たれない向へ對し、明治四十三年の宅地地價修正以來永年定まつた稅金を納めてゐたものが、一朝にして從來とは大變異つた稅金額の告知を受け、なぜさうなつたか、どうすればよいか等々の疑問が起きるであらうことを豫想し、豫め之れが說明を試みて置かうと思ふ。

なぜ租額に著しき增減があるか

宅地租の納稅告知書を見て先づ第一に驚かれるは、租額が是れ迄と著しく相違することである。しかも都會地は從來よりも高くなつてゐるものが多い。なぜさうなるかに付て少しく說明を試みる。

これ迄の地租條例は明治十七年三月太政官布告を以て制定されたもので、田、畑、宅地は明治九年十年の調査に成つたものである。そして課稅の標準とされてゐた舊地價は、土地の收益を調査したものを普通利廻を以て還元し、之れを法定地價とされたのだから、制定當時に於ては各地目の權衡を得てゐたものではあらうが、歲月の經過と共に次第に權衡を失し、殊に田畑を主とする農村と、宅地を主とする都會地とは其の發達の度合がたいへんに違ふてゐるため、段々と不權衡の度を增し、其の儘に徵稅しては租稅負擔の均衡が保てない結果となつた爲め、地價修正の困難なることを知りながらも明治四十三年宅地地價だけの修正が行はれたのである今次の改正が行はれた迄の地租課稅の標準は、この四十三年に於ける宅地地價修正を經た儘のものが法定地價となつてゐたのである。

然るに其の後に於ける經濟事情の變遷は、實[illegible]於ける農村經營の困難は年一年と增大してゆくに反し、都市の膨脹は年一年殆ど底止するを知らない程の盛況を見せ、賦課の公正を圖るためには在來の地租制度に根本的改正を加へねばならないといふこととなり、大正十五年に於ける稅制整理の時、土地賃貸價格調査法なる法律を制定し、課稅標準を在來の法定地價制度より土地の賃貸價格制度に改め、大正十五年四月から我國に於ける稅務機關を總動員して調査を進め昭和二年の十二月に全國的に決定を見たのが今次の課稅標準であつて、而かも土地の各地目とも同一方針の下に調査して賃貸價格である以上、負擔能力から見て租率を異にする譯はないといふことにより、各地目共本年度は賃貸價格の百分の四・〇明年度以降は賃貸價格の百分の三・八といふ租率に定められたのである。

無論この租率に定まつたに付ては、軍縮會議に依る巨額の減稅が織込まれてゐるのであるが各地目をかくも一律に扱はれた結果は、發展の顯著であつた市街地は、農村に於ける田畑が所謂軍縮減稅以上に減税される傾向あるに反し、軍縮減稅均霑額の全部を以てしても猶膨脹を抑へ切れないで、どちらかといへば其の多くは增稅された如き結果を見ることになるのである。

宅地の賃貸價格はどうして定められたか

課稅標準として採用された賃貸價格といふのは、貸主が其の土地に付、公課修繕費其の他土地の維持に必要な經費を負擔するといふ條件で賃貸してある場合に於て、貸主が收得すべき一年分の金額を謂ふとされてある。卽ち最も普通な方法で土地を貸してゐる一年分の貸地料を謂ふのである。そしてこの貸地料は大正十五年四月一日現在のものが採用されたのであつた。

以上の說明に依つてこの賃貸價格なるものは大正十五年四月一日現在に於ける、宅地所有主の收めてゆく一年分の貸地料であるといふ事はお判りであらうと思ふ。されば今次の賃貸價格は、各個人が大正十五年四月一日現在に於て貸付てある貸地料其のものが、直ちに課稅の標準となつてゐるかといふに、實際は決して其のやうに單純に決定されたものでない。卽ち稅務署が全國的に調査した賃貸價格は、今も申したや[illegible]之れを個々に決定するとなると、一、貸付けてないものは貸地料がない。二、貸地料はあつても其の附近の權衡がとれてゐない。三、一地方の貸地料の權衡は相當であつても他地方に比し權衡を失してゐる。四、之れを一國の課稅標準とするには各都市の權衡をも顧慮するの要あること。などの頗る複雜な關係があつて、之れが中正を得るに至る迄には容易ならぬ苦心が拂はれ、漸くにして成案を得たものは之れを更に、納稅者に依り選擧された土地賃貸調査委員を召集して調査委員會を開き、其の調査に依つて始めて決定したものであるが、大體に於ては個々の貸地料が基礎となつてゐるにはゐるが、現實の貸地料其儘を以て當該土地の賃貸價格と決定されたものと卽斷されてはならないのである

賃貸價格に對し異議の申立ができるか

十一月に宅地租の納稅告知を受け、其の賃貸價格の決定が不當と思ふた場合でも、異議の申立はできないものである。何故できないのかといふに、

この賃貸價格は前述のやうに、土地賃貸價格調査法に依つて調査され、土地賃貸價格査委員會法に依り、調査委員會の議に付し、昭和二年十一月迄に委員會を終了、更に全國的に土地賃貸價格の決定を見、決定賃貸價格は市町村長へ通知され、市町村長は昭和三年一月の頃、縦覽期間を公示して法定期間縦覽に供したのである

されば各自が所有してゐる土地の賃貸價格がいくらに決定されたかを知るには、此の縦覽期間に於て縦覽すべきものであつて、其の時この決定に異議があれば、縦覽期間滿了の日より二十日以内に不服の理由を具し、異議申立の權利を與へられたのだから、此の期間を徒過しては法規の上に於て異議を挿むべき何等の權利も與へられてないからである。

既に異議申立時期が經過して四年にも垂んとする今日、賃貸價格は法律上決定的のものとなつてをり、次期の調査（昭和十三年に於て改訂を行ふ旨地租法に規定）迄は現在決定してゐる賃貸價格で押し通されるものなのである。

賃貸價格を知るにはどうすればよいか

今次の賃貸價格は、前項で述べた如く昭和二年に於て決定せられ、法令の定むるところに依り昭和三年一月の頃、全國的に縦覽に供されたものであるから、今日に於ては此の縦覽方を稅務署へ申請しても許可さるべきものでなく、强て稅務署から之れを知らふとせば、勢ひ各筆每の土地臺帳謄本下附を請求せねばならないことになる。謄本下附に付ては一筆毎に收入印紙十錢づゝの手數料を要するものだから、土地を多く持たれてゐる方は不經濟でもあるし、又各筆の所在地番を擧げねばならないので手數でもあらうと思はれる。で便利な方法としては此の地租は、徵稅上の必要から各市區町村に土地臺帳の副本と、他に地租名寄帳の備へがあるのだから、この名寄帳を閱覽するのが捷徑であらふと思はれる。

地租名寄帳は各納稅義務者毎に、田、畑、宅地其他の四目に分類して整理されてあるから、宅地の賃貸價格は一目にして判明するので至極便利であると思ふ。名寄帳の閱覽は各市區町村で條例のやうなもの〻設けがあり、必ずしも一樣ではないが、大體に於て閱覽を許されるものである。

◎職業紹介所

職業紹介法の實施せられしより旣に十ヶ年を經て廣く一般人より利用せらる〻に至れりと雖も、今日の如き失業者多き時代は、多々益す〳〵辨ずる譯けには運ばぬ趣きにて、京都職業紹介所に於ては所員一同全力を盡して奔走し居れり。依て使用人の必要ある場合は、上京では丸太町千本東入所、下京では烏丸七條上ル西入兩職業紹介所へ申込まれたしとて左の宣傳書を頒布せり。

本年は大正十年我國に職業紹介法が實施せられてから正に十週年に當ります。

職業紹介事業は古來桂庵若くは口入屋等の手に行はれ民間に於ける營利の事業として發達し來つたのでありますがそれが公益事業として發達したのは最近の事であります。今日の職業紹介所は人を求むる人と職を求むる人を結合して就職の機會を與へる社會的產業的の機關であります。今日の樣な尨大なる產業組織に於ては多數の被傭者の解雇傭入を自然の儘に放任して置くことは出來ません。此等の被傭者を保護する意味から謂つても亦產業の發達を圖る意味から謂つても雇傭者と被傭者を結び付け容易に職を得又人を得られる樣にする組織が必要であります我國が第一回の國際勞働條約の失業に關する條約を批准して公益無料の職業紹介制度を施行致しましたのも之れが爲であります。

此法律に依り設置せられたる職業紹介所は大正十年末に於て八十七箇所でありましたが爾來十年の星霜を經今日に於ては全國各府縣に職業紹介所の設置を見ざるところなく其の數四百を超へ求職者取扱數は三十一萬人に過ぎなかつたものが五年後には九十一萬人に上り更に昭和五年には百十萬人を超ゆるの實況でありまして公益職業紹介事業は驚くべき進步發達を遂げて居ります。其の間戰後の不況と大震火災の禍難に遭過し克く人を求むる者と職を求むる者との結合の任に當り最近に於ては各種の失業救濟事業從事者の職業紹介の衝に當り我國社會施設の重要なるものとして認めらる〻に至りました。

今日は國の內外を問はず未曾有の不景氣でありまして財界と言はず事業と言はず非常な不況に沈淪致して居りまして之が爲に解雇の憂目に會ひ失職して居る人々もありますが是等の人々は必ずしも無能でもなければ病弱、老朽でもないのであります。

斯樣の人達が爲す事もなくして日を送ることは個人的にも誠に同情に堪へないのみならず亦國家社會の爲から謂つても大なる損失と謂はねばなりません。

現在職業紹介所には多數の求職者があります。學校を卒業して未だに職に就けない者、事務や技術に經驗ある者、商工業の自營者であつた者女子あり少年あり青年あり種々であります。是等の人々に對して此際職業紹介所が懸命の努力を拂ひ、之に就職斡旋の途を講ずることが先づ第一に緊要なこと〻考へられます。

然しながら此の事は職業紹介所だけが如何に努力致しても社會一般の協力が無ければ其の效果を收むることが出來ません。失業の防止や救濟は一部の人々の力のみを以て能く爲し得るものではありません。社會全体が擧つて之に當らなければなりません。

玆に於て全國職業紹介所は職業紹介法施行十週年記念し今月の二十六、七、八の三日間を特に求人開拓日と定め全力を擧げて就職口を探し有能の士にして職のない人達の爲に紹介斡旋に努力致すこと〻なつたのであります。希くは大方諸賢に於かれては右樣の事情を御諒承下さいまして職業紹介所を利用して一人でも多く求人の申込をして下さる樣切望して已まないのであります。

試驗場記事

セラニース交織物の精練に就いて　(一)

京都市染織試驗場　森　弘

現在纖維素を原料として製造したる人造絹糸には次の種類がある

一、硝化纖維素人造絹糸
二、銅アンモニア人造絹糸
三、ヴイスコース人造絹糸
四、醋酸纖維素人造絹糸(セラニース)

以上の中一より三までのものは再生纖維素人造絹糸といひ、四のものはエステル化纖維素人造絹糸といふ。再生纖維素人造絹糸は纖維素を各々種々の方法に依つて膠質液としてこれを紡糸液として凝固せしめて絲狀としたものでこれを紡糸液とするには化學反應を起して纖維素は化合物となつて居るが絲となつてからは再び元の纖維素となるのである。卽ち纖維素は變質するが出來たものは矢張り纖維素に再生するのである、この工程によつて纖維素は物理的にのみ變形するのである

これに反してエステル化纖維素であるセラニース纖維を化學反應せしめて紡糸液としこれを絲狀となしたるものでもその組成中に醋酸基を含有して居る卽ち纖維素の醋酸化合物である、この點が再生纖維素人造絹糸と大いに異つて居る點でそのために特殊の染色性、物理的性狀を有するのである、セラニースの特異の染色性はこれを交織物に應用して興味ある製品を得ることは既に前に詳報したことがあるから參照されたい、セラニースが特異の染色性を有するのはその組成中に醋酸基を含有するに依るものであるがこの特異の染色性と共にセラニースには欠點を有して居る、この欠點のためにその交織物の染色に際して不便を伴ふのである、今欠點を擧げて見ると次の通りである。

一、セラニースは攝氏八十度以上の熱浴で所理すると著しく收縮する
二、セラニースはアルカリ性の藥品殊にそれが濃厚であるときにはセラニースの組成中に含有して居る醋酸基が失はれてセラニースの特性を失ふ

セラニースが熱湯に對して收縮するのは染色、其他の所理に際して溫度を注意すればよいのであるがセラニースがアルカリに對して作用され易いことはこれを精練するときに大なる注意を要するのである、セラニース交織物を精練の不注意に依つて全く無價値のものとした例は多數

ある、その結果はセラニースは全く其特殊の染色性を消失しその交織物に於て見る染色性の巧なる利用に依る興味ある結果は現はれないのである。

セラニースは濃厚なアルカリが作用するとこれがセラニース中の醋酸基を中和して普通の再生纖維素人造絹糸即ちヴイスコース人造絹糸等と同様のものになるのである、この醋酸基を消失することを鹸化といふ。精練の不注意などきにはこの鹸化が生地全体にわたつて一様に行はれるのでなしに部分的に行はれる場合が多く從つて染色を施すときには非常に斑染となるのである。

セラニースと他纖維との交織物は任意の組織及組合せによつて製造出來るが次のものは最も普通に市場にあるものである。

一、セラニース及木綿交織物

二、セラニース及ヴイスコース人造絹糸交織物

三、セラニース、ヴイスコース人造絹糸及木綿交織物

四、セラニース、ヴイスコース人造絹糸及絹糸交織物

五、セラニース、ヴイスコース人造絹糸及羊毛交織物

以上セラニース交織物の精練法に就いてセラニースの價値を消失せない方法を説明する。

一、セラニース及木綿交織物精練法

セラニースと木綿との交織物に於てはセラニースに交織する木綿は豫め精練して置くのを普通とする。木綿の精練は非常にはげしい操作を必要とし到底セラニースの價値を消失せしめないで木綿を完全に精練することは不可能である。セラニースと交織する木綿はそのため豫め精練したものを用ひセラニースと製織後セラニースを精練すると同時に木綿をも精練する程度に交織前大部分精練し置くのである、今製織後セラニースを精練する程度の精練法を次に述べる。

マルセール石鹸	五％
アンモニア水	三％

攝氏七〇度乃至八〇度にて三十分間所理し水洗する。又製織中油の附着したるものなるときは精練は次の方法に依る。

マルセール石鹸	五％
ラベンチンBL	二％
アンモニア水	三％

攝氏七〇度乃至八〇度にて三十分間前同様に所理する、これに依つて石鹸のみでは除去され難い不純物をも容易に除去されるのである。

次に漂白であるが木綿又はヴイスコース人造絹糸の場合には漂白粉をそのまゝ使用し得られるが漂白粉の溶液はアルカリ性であるためその溶液でセラニースを漂白することは出來ない、故にセラニース交織物の漂白のときには次の方法を採る。

漂白粉　二五瓦を
水　二〇〇cc中によく豫め少量の水にて泥狀とするか又は布につゝみても出して溶解する、これに
ソーダ灰　一五瓦を
水　一〇〇ccにとかしたものを加へる
一夜間放置して不溶解物沈降せしめ上澄液を取る

かくして作つたものはこれを次亞鹽素酸ソーダと稱す、卽ち漂白粉は石灰化合物であるがこれをソーダに依つて石灰をソーダで置換したのである、以上の方法に依つて約トワードル九度の液を得る、漂白浴は次のやうにして作る

以上の方法で製した

次亞鹽素酸ソーダ液（トワードル九度）	二〇分
鹽酸	五分
水	一〇〇〇分

この浴中に冷液で三十分程所理する、後水洗し更に脱鹽素工程を行ふために水一〇〇〇分中に次亞硫酸ソーダ五分を溶かした浴中を通じ水洗する。

セラニースと木綿との交織物では前述の如く豫め木綿は精練したものを用ひ、交織後製織に際して附着した油等を除き且セラニースを精練する程度の精練を行ひ、次に漂白を行ふのである、以上の方法に依つてセラニースはその價値を消失することなく完全に精練漂白が出來るのである、尚精練前に製織に際して附着した糊はビイオラーゼ又はヂアスターゼを使用して除去する。

脚氣にベーガ

◎見よ驚くべきベーガの卓効を
◎ベーガはかつけを完全に全滅せしむ
◎ヴイタミンBの不足が恐るべきかつけ病
◎ベーガは強力ヴイタミンBを一番多く含みあらゆるかつけ藥の素である

▲ヴイタミンBが脚氣の特効藥だと言つてもベーガ程効力歴然たるものは他にない

▲ベーガの偉大なる効果は之を患者に用ひた醫家、學者の口を極めて推奨して居るのを見ても明かである

▲尚此のベーガを一般かつけ患者に試驗して十人が十人適確に快復する事は神奈川縣衛生課より實驗の結果「かつけは米芽で治せ」といふポスターを横濱市始め神奈川縣下に配布した事を見ても知るべしである

▲ベーガの卓効は最早絶對的であるベーガは服用翌日より其の効果を現し輕症者なれば五日か一週間で快癒し重症者殊に心臓性脚氣患者も服用翌日より軟便を見るに至り日々快方に向ひ二週間を出ずして根治したと云ふ實驗談が數限りなくあり各方面から多大の感謝感激を受けて居る事は光榮と存じます

▲ベーガは美味で多くの脚氣藥や錠の如く服みにくい缺點がないからたれでも服用が出來ます

價も社會奉仕的大奮發で一ケ月分約四百瓦入壹罐　金六拾錢　御注文はハガキで左記へ（市内配達無料）申込み下さい

京都市三條通西大路西四町目
製造發賣元
村上米芽研究所

形紙

◎時節がら極力勉强致します
◎多少に拘らず是非御試用を

T 特選品

京都市藥師通猪熊西入
寺谷形紙店
電話本局(2)五一〇二番
振替大阪六六一三四番

◆善良の製品は直に販路を擴む◆

精密な技術！
强固な製品！
既に定評あり！

銅染釜

銅丸形染鍋・銅染桶
銅角釜・友仙用鍋釜
銅糸染鍋・銅湯熨斗釜
染色用金物製作

創業明治十六年
花水捨次郎商店
京都市萬壽寺通室町西入
電話下(5)一二三六番
振替大阪七〇九〇一番

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

第二百七十六號

發行兼編輯人　新野貫慶
印刷人　森本理一郎
京都市釜座通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

公示

◆公示第十七號

左記ノ者雇傭契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和六年十一月二十五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙染部員 福住平三郎 徒弟 山中富三郎
〃 西田與四郎 〃 元谷俊二
形彫部員 中路忠太郎 〃 武田藤三郎
模様染部員 戸津宇三郎 〃 中谷万之助
小紋染部員 田中庄次郎 〃 高田喜三郎
〃 荻野菊造 〃 廣部甚太郎
〃 〃 荒川清
〃 〃 向太四郎
友仙染部員 市橋晃三 〃 江藤熊吉

◆公示第十八號

組合役員任期滿了ニ付改選執行セラレタルニ左ノ通リ當選就任認可相成リタリ此旨公示ス

昭和六年十一月二十五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

京都府指令六商第二二〇一號
京都染物同業組合

昭和六年十一月十一日發第一六三號申請役員就任ノ件認可ス

昭和六年十一月十八日

京都府知事　黒崎眞也

◆公示第十九號

昭和五年度組合經常費收支決算及昭和七年度組合經常費收支豫算賦課徴收法ハ別項ノ通リ組合代議員會ニ於テ可決セラレ候條此旨公示ス

昭和六年十一月廿五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

昭和五年度組合經常費收支決算

科目	本年度豫算額	決算額
收入ノ部		
第一款 賦課金	一五、七六四●八八〇	一五、八八三●二〇〇
一項 賦課金	一五、七六四●八八〇	一五、八八三●二〇〇
一目 等級割	一五、〇九五●二八〇	一五、二八〇●四〇〇
二目 戸數割	六六九●六〇〇	六〇二●八〇〇
第二款 雑收入	二七〇●〇〇〇	二七四●四四〇
一項 雑收入	二七〇●〇〇〇	二七四●四四〇
一目 證票料	六〇●〇〇〇	八八●六五〇
二目 不用品賣却代	一〇●〇〇〇	—
三目 廣告料	五〇●〇〇〇	三五●〇〇〇
四目 雑收入	一五〇●〇〇〇	一五〇●七九〇
第三款 過年度徴收金	二五〇●〇〇〇	六一●三〇〇
一項 過年度徴收金	二五〇●〇〇〇	六一●三〇〇
一目 過年度徴收金	二五〇●〇〇〇	六一●三〇〇
第四款 繰越金	五一●〇六〇	五一●〇六〇
一項 繰越金	五一●〇六〇	五一●〇六〇
一目 繰越金	五一●〇六〇	五一●〇六〇
合計金	一六、三三五●九四〇	一六、二七〇●〇〇〇
支出ノ部		
第一款 事業費	五、七二〇●〇〇〇	三、四四八●二三〇
一項 奨勵費	四、七五〇●〇〇〇	二、八七四●一三〇
一目 勸業奨勵費	四、〇〇〇●〇〇〇	二、五七四●一三〇
二目 保護奨勵費	七五〇●〇〇〇	三〇〇●〇〇〇
二項 試驗場費	八二〇●〇〇〇	五二四●一〇〇
一目 技師給	七二〇●〇〇〇	四八〇●〇〇〇
二目 試驗原料費	一〇〇●〇〇〇	四四●一〇〇
三項 營繕費	一五〇●〇〇〇	五〇●〇〇〇
一目 修繕費	一五〇●〇〇〇	五〇●〇〇〇
第二款 事務費	八、九九二●九〇〇	八、七九六●六九〇
一項 給料	七、二五五●〇〇〇	六、四四二●〇〇〇
一目 所員給	七、〇八〇●〇〇〇	六、二六七●〇〇〇
二目 報酬	一七五●〇〇〇	一七五●〇〇〇
二項 雑給	七七五●九〇〇	七五一●〇〇〇
一目 宿直費	一〇九●五〇〇	九八●〇〇〇
二目 賞與費	六一四●四〇〇	六〇八●〇〇〇
三目 旅費	五〇●〇〇〇	四五●〇〇〇
三項 需用費	一、九六四●〇〇〇	一、六〇五●六九〇
一目 備附品費	一五〇●〇〇〇	一五三●二一〇
二目 消耗品費	二〇〇●〇〇〇	一八三●八二〇
三目 點燈費	八四●〇〇〇	六二●三一〇
四目 月報費	四五〇●〇〇〇	三九九●一五〇
五目 印刷費	一五〇●〇〇〇	一三八●八五〇
六目 文具費	一二〇●〇〇〇	一一五●八二〇
七目 通信費	二四〇●〇〇〇	二二八●一九〇
八目 修繕費	一五〇●〇〇〇	八一●四四〇
九目 保險費	七〇●〇〇〇	六八●〇〇〇
十目 雑費	二五〇●〇〇〇	二〇四●九〇〇
第三款 會議費	二五〇●〇〇〇	八五●三〇〇
一項 會議費	二五〇●〇〇〇	八五●三〇〇
一目 會議費	二五〇●〇〇〇	八五●三〇〇
第四款 負擔金	二五〇●〇〇〇	一四七●四〇〇
一項 聯合會費	二五〇●〇〇〇	一四七●四〇〇
一目 聯合會費	二五〇●〇〇〇	一四七●四〇〇
第五款 豫備費	一三五●〇四〇	—
一項 豫備費	一三五●〇四〇	—
一目 豫備費	一三五●〇四〇	—
合計金	一六、三三五●九四〇	一四、四八七●六四〇
收支差引　殘金翌年度へ		一、七八二●三六〇

京都染物同業組合財産表

種目	數量	金額	備考
動産物			
土地	一五四、九五坪	一五、四九五●〇〇〇円	一坪百圓
事務所建物	七〇、〇〇	三、五〇〇●〇〇〇	〃　五拾圓
陳列場建物	三〇、〇〇	一、五〇〇●〇〇〇	〃　五拾圓
土藏	七、〇〇	一、四〇〇●〇〇〇	〃　貳百圓
試驗場	六、〇〇	六〇〇●〇〇〇	〃　百圓
有体動産物	一三一七點	三、五〇二●六四〇	
計		二五、九九七●六四〇	

金九千圓　大正九年以降同十二年度迄積立金
右積立金ハ建築部ノ一時借入金ノ償却ニ充テ貸借未解決ノ儘

金四千圓　大正十三年及十四年度積立金
右ハ安田信託及ビ三井銀行ニ現在預高

金貳千五百圓　昭和三年度積立金
右ハ京都名産館株五十株ニテ保管

金貳千五百圓　昭和四年度積立金
右ハ昭和銀行支店ニ定期預金トシテ保管

金壹千〇九拾九圓四拾錢　定期及信託預金利子

合計金壹万九千〇九拾九圓四拾錢

特別積立金收支計算表

昭和六年六月末現在

收入ノ部

金拾四万參千八百貳拾六圓八拾五錢　收入總額

内譯

金壹千圓　建築部計算殘金
金參千六百四拾八圓貳拾貳錢　京都市買上土地廿三坪代
金拾壹万九千五百七圓五拾錢　新京阪買收土地三百四十一坪代
金壹万參千六百五拾圓　電燈會社利益配當金
金六千貳拾壹圓拾參錢　定期預ケ金利子

支出ノ部

金拾四万參千八百貳拾六圓八拾五錢　支出總額

内譯

金拾壹万五千九百五拾圓　電燈會社株千三百株
金參万壹千圓　三菱銀行定期預入
金參百六拾貳圓九拾參錢　同　銀行當座預入
金五千參百拾五圓貳拾錢　昭和銀行定期預入
金壹千百九拾八圓七拾貳錢　市受益税金

昭和七年度　京都染物同業組合經費收支豫算

科目	本年度豫算額	前年度豫算額
收入ノ部		
第一款 賦課金	一五、五九七●一二〇	一六、〇九五●四八〇
一項 賦課金	一五、五九七●一二〇	一六、〇九五●四八〇
一目 等級割	一四、八六一●三二〇	一五、三八〇●八八〇
二目 戸數割	七三五●八〇〇	六八二●六〇〇
第二款 雑收入	四一〇●〇〇〇	三六〇●〇〇〇
一項 雑收入	四一〇●〇〇〇	三六〇●〇〇〇

© Kyozomekai